

文部科学省総合評価書

- 地域社会の期待に応える人材育成方策 -

平成15年3月

文部科学省

目 次

. 総合評価「地域社会の期待に応える人材育成方策について」	
1 . 総合評価の目的 -----	1
2 . 総合評価の手順 -----	1
3 . 総合評価の実施	
(1) 評価対象となる政策項目の抽出 -----	1
(2) 政策項目ごとの評価の実施 -----	2
4 総合評価のまとめ	
(1) 評価結果の総評 -----	6
(2) 今後の課題 -----	6
. 政策項目ごとの評価一覧 -----	7
. 文部科学省総合評価	
- 地域社会の期待に応える人材育成方策について - 要旨 -----	3 9
. 地域社会における人材確保・育成についてのアンケート調査（抜粋） -----	4 4

・総合評価「地域社会の期待に応える人材育成方策について」

・総合評価「地域社会の期待に応える人材育成方策について」

1．総合評価の目的

この評価は、総合評価方式（注）を用いて、地域社会の人材の確保・育成に関する取組について、文部科学省と地方公共団体との役割分担の分析、文部科学省が行う取組の貢献度の分析等を行うことにより、地域社会の人材の確保・育成の取組を行う上での課題を把握し、文部科学省における今後の施策の展開に資することを目的とする。

（注：総合評価方式とは政策評価に関する基本方針（平成13年12月18日閣議決定）において「政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式」とされている。）

2．総合評価の手順

総合評価の実施に当たっては、「政策評価に関する有識者会議」の助言を得て、以下の手順により行った。

地域社会の期待に応える人材育成に関する55の政策項目を予め選定。

これらの政策項目について、地方公共団体（都道府県及び市区町村）を対象に人材の確保・育成ニーズに関するアンケート調査を実施し、「ニーズが高く」かつ「確保水準が低い」と分析された10の政策項目を抽出。

事業等の所管課において、抽出された政策項目を評価対象として評価を実施。

上記の評価を大臣官房政策課評価室において取りまとめ、総合評価書を作成。

3．総合評価の実施

（1）評価対象となる政策項目の抽出

アンケート調査の実施

都道府県及び市区町村のそれぞれの教育委員会及び首長部局の人材育成担当者に対し、生涯学習・社会教育、初等中等教育、高等教育、スポーツ、文化等の幅広い分野から人材の確保・育成に関する55の政策項目を選定しアンケート調査を実施した（55の政策項目についてはp44～）。地域社会における人材確保・育成についてのアンケート調査（抜粋）を参照）。その具体的な実施方法は以下のとおりである。

<実施方法>

予め選定した55の政策項目について、地方公共団体（47都道府県及び695市区（以上悉皆）、並びに700町村（無作為抽出）を対象）の人材確保・育成担当者（教育委員会の担当者を中心に項目によっては首長部局の担当者にも調査票を回付）に対して、これらの項目に関するニーズの高低、確保・育成水準の高低等に関するアンケート調査をシンクタンク（株インテージ）に委嘱して実施した。

アンケート調査の分析による10の政策項目の抽出

55の政策項目のうちから、国として何らかの取組を講じる必要性が特に強いと考えられる「確保・育成のニーズは高いが、確保・育成水準が低い」上位項目を、市区町村を対象としたアンケート調査結果及び都道府県を対象としたアンケート調査結果の分析により、抽出した（市区町村アンケート調査による上位7項目及び都道府県アンケート調査による上位3項目を抽出）。

項目の抽出に当たっては、アンケート調査の「人材育成に関するニーズの高低についての問1の偏差値÷人材育成の確保水準についての問2の偏差値」によりポイントを算出した。

なお、この政策項目の抽出は、55の政策項目のうち特に評価対象とすべき項目を選択することから、本評価の「第1次評価」として位置付けられるものである。

調査区分	政策項目名
市区町村を対象としたアンケートの上位項目	放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア
	学習障害（LD）やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員
	地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材
	学校の情報化を支援する人材（システムエンジニア等）
	文化財の保存・修理等を行う人材
	学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材
	スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材
都道府県を対象としたアンケートの上位項目	スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員
	情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員
	産学官連携をコーディネートする人材

市区町村アンケートの上位項目のうち、
、
、
は、都道府県アンケートにおいても上位に位置付けられたので、重複を避けるために都道府県上位項目から除いた。

（2）政策項目ごとの評価の実施

事業等の所管課による政策項目ごとの評価の実施方法

抽出された10の政策項目について、当該政策項目に関する事業等の所管課において、以下の記述要領に基づき評価を行った。

(政策項目ごとの評価の記述要領の概要)

1 . 文部科学省の取組の実施状況

(1) 「 文部科学省の取組の概要 」 欄

- ・平成12年度から14年度を中心に最近の関連する取組（補助事業、委嘱事業、各種会議の開催）の実施状況についての概要を記述するとともに、この期間にあった関連する重要な法令の改正、通達の発出、組織改正などの推進体制の変更等についても記述。

(2) 「 関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要 」 欄

- ・当該政策項目に関係する補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令の制定・改廃、通達の発出、関係者会議の開催等について記述（概ね平成12年度～14年度の間実施したもの。）。

2 . 「 文部科学省の取組の実施状況の分析 」 について

(1) 「 当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方公共団体の役割分担の分析（推進体制を含む） 」 欄

- ・当該人材の確保・育成に関し、国（文部科学省）は主にどのような役割を担っており、また、地方公共団体（都道府県、市町村）はどのような役割を担っているのかを、事務・事業及びその推進体制の観点も含めて記述。

(2) 「 ニーズは高いが確保水準が低いことについての分析 」 欄

- ・「地域社会の期待に応える人材育成に関する調査」において、当該事項について「ニーズは高いが確保水準が低いこと」についてどのような事情が考えられるのかについて記述。

(3) 「 関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析 」 欄

- ・上記1の「関連する事業等」欄において、関連事業等について分析した実績を踏まえ、当該人材の確保育成に対して貢献度が高かった事業等について記述。

3 . 「 総合的な評定（施策の改善・見直しのポイント）及び今後の施策の展開 」 について

(1) 「 総合的な評定 」 欄

- ・上記「2」による分析を踏まえ、国の取組を今後一層充実させるための課題（＝改善・見直しのポイント）を総括して記述。

(2) 「 今後の取組の展開 」 欄

- ・「総合的な評定」を踏まえつつ、平成15年度以降、どのような施策の展開を図っていくのかについて記述。

政策項目ごとの評価における「総合的な評定」の要旨

政策項目ごとの評価の「総合的な評定」の要旨は次のとおりである（なお、政策項目ごとの評価の全体版については、別添「政策項目ごとの評価一覧」を参照）。

1. 放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア

地方公共団体が設置する「体験活動ボランティア活動支援センター」の整備・拡充や、その活動を支援するための情報提供や研修会の実施などを、従来より一層充実させていくことが課題である。

このため、全ての市町村域をカバーするよう推進体制の整備を一層進めるとともに、地方公共団体の支援センターへの支援を担っている「全国体験活動ボランティア活動総合推進センター」の機能の充実を図ることが重要である。

また、奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成を図るため、国民全体に活動の魅力をアピールする取組を実施していく必要がある。

2. 学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材

学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材としての社会教育主事の育成については、社会教育主事講習等を通じて、一定の成果を上げていると考えられるが、一部の市町村においては、いまだ社会教育主事が置かれていないという問題がある。平成13年7月の社会教育法の改正による資格要件の緩和により、今後市町村において社会教育主事の設置が促進されることが期待されるが、引き続き、設置状況を調査する等必要な対応策を講じる必要がある。

3. 情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員

国、都道府県、各学校における体系的な研修について、引き続き着実に実施していくとともに、教員に自由な時間に自らの弱点を効率的に学習できる機会や、同一教科を担当する他の教員との連携・情報共有を積極的に行っていくことが重要である。

4. 学校の情報化を支援する人材（システムエンジニア等の学校外の人材）

引き続き、特別非常勤講師配置事業費補助や緊急地域雇用創出特別交付金が十分活用されるよう、地方公共団体にPRしていくとともに、情報化の支援について、積極的な取組を行っている地方公共団体のノウハウを全国に普及啓発していくことが重要だと考えている。

5. スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員

スクールカウンセラーが配置された学校においては、不登校については1.7%増（全国平均6.4%増）、暴力行為については13.2%減（全国平均4.3%増）となっており、児童生徒の不登校や問題行動等に対して、大きな効果が得られている。引き続き、必要な人材の確保等に努めることにより、各学校においてスクールカウンセラーに相談できる体制の整備を推進する必要がある。

6．学習障害（LD）やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員

国としては、学習障害（LD）についての効果的な体制整備、人材養成は一定は進められてきているが、注意欠陥／多動性（ADHD）等を含めた総合的、体系的な取組が必ずしも十分に行われておらず、指導体制の整備等の取組が必要である。このため、各学校での連絡調整役となる特別支援教育コーディネータの在り方の検討、施策や諸制度の改善、小・中学校における特別支援教育体制のモデル開発等を行うことが必要である。

また、国立特殊教育総合研究所においては、現在行っている学習障害児の指導者養成研修をADHD、高機能自閉症も含めて充実することが重要である。

なお、地方公共団体においても教育センター等を活用して教員の研修等、人材養成に取り組むことが重要である。

7．産学官連携をコーディネートする人材

産学官連携をコーディネートする人材同士のノウハウ等情報の共有を図る場の提供などを従来より一層充実させていくことが課題であり、産学官連携支援事業等において地域のコーディネーターによる研修会等を積極的に開催するなど、人材の確保・育成をより効果的に推進するための取組を行っていくことが重要である。また、これらの取組に加え、産学官連携をコーディネートできる人材を大学等において養成できるような体制を整備することも必要である。

8．地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材

新しい分野であるクラブマネジャーについての知見をさらに蓄えていくとともに、現場で活躍できるクラブマネジャーを養成できるよう、さらに内容の充実を図ることが課題である。

9．スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材

地方公共団体が行う人材の確保・育成施策をより効果的に支援するため、外部指導者の活用や指導者の研修の場の確保などを、従来より一層充実させていくことが課題であると考えられる。このため、スポーツエキスパート活用事業の活用人数の拡充を図る。また、外部指導者の事故発生時の補償の充実について地方公共団体の取組を促すこととしている。

10．文化財の保存・修理等を行う人材

地域において積極的に文化財の価値を見出し、地方公共団体における人材の配置の促進と資質の向上を図ることが重要である。特に専門の担当者が少ない分野を中心に、文化財専門職員に対する文化財の類型ごとの専門的知識を学ぶための研修を実施することが必要である。

4 . 総合評価のまとめ

(1) 評価結果の総評

この評価においては、地方公共団体におけるニーズが高く確保・育成水準の低い人材の確保・育成に関する10の政策項目を抽出し、当該政策項目に係る文部科学省の取組の実施状況について、文部科学省と地方公共団体の役割分担に関する分析やこれらの取組の人材の確保・育成に関する貢献度の分析等を行った。これにより、人材の確保・育成のための取組を行う上での課題や今後の取組の方向性を明記した。

これらの政策項目については、今回の評価結果において明らかにされた課題や今後の取組の方向性を踏まえ、この評価結果を平成16年度の概算要求など更なる取組の展開に反映させる必要がある。なお、今回の評価結果の政策への反映状況については、平成15年度末に取りまとめられることとなる。

(2) 今後の課題

今回の評価課題である「地域社会の期待に応える人材育成方策」は、生涯学習、初等中等教育、高等教育、スポーツ、文化等の幅広い分野にまたがる横断的な課題であったことから、これらの分野ごとに55の政策項目を予め設定し、その中から、評価の必要性が高いと思われる項目を当該政策項目に関するアンケート調査の分析により選択し評価を行うという方法を用いた。

総合評価が、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析する評価であり、また、今回の総合評価においては、省内外の関係者が多数にのぼり、関係する取組も多岐にわたったために、評価を実施する中で、その方法について試行錯誤する状況であった。このことから、今後、総合評価を実施するに当たっては、評価の目的、評価のスケジュール、評価の実施体制、評価の実施に要する費用等について、事前に十分検討することが必要である。

. 政策項目ごとの評価一覧

政策項目名 放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア

担当局課 生涯学習政策局 社会教育課（課長：折原 守）

1. 文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

文部科学省においては、ボランティア活動の一層の支援・推進を図るため、平成12年度及び平成13年度には、海外ボランティア活動現状調査などを行うとともに、全国ボランティア情報提供・相談窓口を開設し電話等による情報提供を行った。また、都道府県への補助事業として、生涯学習ボランティアセンターの開設、ボランティアバンクの設置、ボランティアコーディネーターの資質向上を図るセミナー等、コーディネートシステムの整備充実を図った。

平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として規定されたとともに、学校教育法が改正され、小学校等において体験活動の充実に努めるものとするのが規定された。また、平成13年9月には、「学校教育及び社会教育に関する体験活動の促進について」の通知が出され、学校教育及び社会教育における体験活動の促進についての留意点が示された。さらに、平成14年7月には、中央教育審議会において、「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」の答申が出された。

平成14年度からは、社会教育法の改正を受け、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の機会の充実を図ることを目的として、国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関・団体と連携等を図る協議会を組織するとともに、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを設置するなど、推進体制の整備を図っているほか、全国的な普及啓発を図るための全国フォーラムを平成15年3月に開催する予定。

また、平成14年度からの学校週5日制の完全実施などを踏まえ、今後とも子どもを中心とする地域の新たな教育的課題に対応し、地域で子どもを育てる環境を充実するため、様々な地域資源を活用した放課後や週末等における子どもの活動支援や高齢者等の幅広い世代間とのふれあい交流支援、地域の協力による学校支援など、都道府県における地域の教育力活性化に向けた総合的な取組を推進している。

関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業	国・都道府県・市町村の各レベルにおいて、奉仕活動・体験活動を推進するための協議会及び活動支援のためのセンターを設置するとともに、全国的な普及啓発を図るための全国フォーラムを開催。 予算額 849百万円	平成14年度～	推進体制の整備については、国、全都道府県及び全国の約3分の1の市町村で進められている。 また、平成15年3月に、全国フォーラムを開催予定。

<p>子ども放課後・週末活動等支援事業</p>	<p>学校や社会教育施設、スポーツ施設など、地域の教育力活性化拠点を中心に、地域のスポーツ指導者、大学生や高齢者等の地域資源を活用した週末等における子どもの活動支援や高齢者等の幅広い世代間とのふれあい交流支援など、地域の実情に即した取組を促進するためのモデル事業を実施する。 予算額 1,091百万円</p>	<p>平成14年度～</p>	<p>全国で821事業実施</p>
<p>社会教育法の一部改正</p>	<p>青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励を、教育委員会の事務として明記（第5条第12号）</p>	<p>平成13年</p>	<p>平成13年7月11日に施行</p>
<p>学校教育法の一部改正</p>	<p>小学校、中学校、高等学校等において体験活動の充実に努めるものとするとともに、社会教育関係団体等の関係団体、関係機関との連携に十分配慮するものとするを規定（第18条の2等）</p>	<p>平成13年</p>	<p>平成13年7月11日に施行</p>
<p>中央教育審議会 答申 「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」</p>	<p>「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 答申</p>	<p>平成14年</p>	<p>平成14年7月29日に答申</p>
<p>生涯学習ボランティア活動の支援・推進</p>	<p>1. 生涯学習ボランティア活動の支援・推進のための研究・開発 2. 生涯学習ボランティア活動コーディネイトシステム整備充実事業（全国ボランティア情報提供・相談窓口の開設） 3. 生涯学習ボランティア100万人参加計画 生涯学習ボランティア推進フォーラムの実施</p>	<p>平成6年度～13年度</p>	<p>「社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究報告書」（平成13年9月） 全国ボランティア情報提供・相談窓口を設置 全国8箇所では生涯学習ボランティア推進フォーラムを開催（平成12・13年度） 34都道府県で地域生涯学習ボランティアコーディネイトシステム整備充実事業を実施（平成13年度実績）</p>

地域生涯学習ボランティア
コーディネイトシステム整備
充実事業
予算額

11年度	161百万円
12年度	235百万円
13年度	122百万円

2. 文部科学省の取組の実施状況の分析

当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方公共団体の役割分担の分析（推進体制を含む）

- 地方公共団体は、ボランティアに参加しようとする者を支援するため、機会や場の開拓、情報収集・提供、相談などのコーディネイトを行うほか、ボランティア講座などの研修機会の提供、活動のプログラム開発などを行う。一方、国は、地方公共団体におけるこうした取組に対して、全国的な情報ネットワークの構築やコーディネーター研修の実施、取り組み事例に関する情報の収集及び地方公共団体への提供などにより活動の支援を行う。また、国は、ボランティア活動に対する社会的気運の醸成を図るため、全国的な広報啓発やボランティア活動の活性化に向けた調査研究やモデル事業を実施し、その成果の地方公共団体への提供や国の政策の新たな企画立案への反映を行う。
- なお、国は、課題の重要性・緊急性に鑑み、一定のレベルでの取組が全国的に行われるよう、当初段階である現段階では、地方公共団体に対する委託事業として体制整備とモデル事業の実施を行っている。

ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析

- 平成14年度からの完全学校週5日制の実施等により、ニーズ自体が最近生じてきたものであり、国・地方公共団体ともに、現在、人材の確保・育成に向けた施策を講じつつある状況である。今後とも、国、地方公共団体が、それぞれの役割を踏まえつつ、一体的に施策を充実させていく必要がある。
- ボランティア活動への参加については、活動に関する情報提供や、相談を行うボランティアセンターの整備等を望む人が多い（平成12年度国民生活白書）ことから、今後、これらへの対応をさらに充実させる必要がある。

関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析

- 平成13年度までの「生涯学習ボランティア活動の支援・推進」の実施により、都道府県レベルの推進体制の基礎を築くことはできた。しかしながら、都道府県レベルの事業では、地域に密着した取組を活性化するには不十分であり、「放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア」人材の確保のためには、さらに市町村レベルでの推進体制の整備が必要であった。
- 「学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業」及び「子ども放課後・週末活動等支援事業」（平成15年度からは「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」）は今年度から開始した事業であり、その成果はまだ顕著には現れていないと考えられる。しかしながら、推進体制の整備については、既に、国、全都道府県、全国の3分の1程度の市町村で進められており、来年度以降も整備数の大幅な増加が見込まれている。また、モデル事業についても、相当数の地域から実施希望があり、これらの事業の必要性について、地方公共団体から高く評価されているといえる。

3. 総合的な評定（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開

総合的な評定

上記の分析の結果、文部科学省としては、地方公共団体が設置する「体験活動ボランティア活動支援センター」の整備・拡充や、その活動を支援するための情報提供や研修会の実施などを、従来より一層充実させていくことが課題であると考えます。

このため、全ての市町村域をカバーするよう推進体制の整備を一層進めるとともに、地方公共団体の支援センターへの支援を担っている「全国体験活動ボランティア活動総合推進センター」の機能の充実を図ることが重要である。

また、奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成を図るため、国民全体に活動の魅力をアピールする取組を実施していく必要がある。

今後の取組の展開（評価結果の政策への反映状況について）

平成15年度以降は、推進体制の計画的な整備充実やモデル事業を引き続き実施するほか、新たに、多様なマスメディアを活用した国民の関心を引き付ける広報啓発・普及活動の全国展開、全国フォーラム、調査研究の実施など、社会的気運の醸成に向けた取組を展開する。

4. 関係資料・データ等

社会教育法の一部を改正する法律（抄）（平成13年法律第106号）（平成13年7月11日）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

経済企画庁「国民生活白書」（平成12年度）

（以下別添）

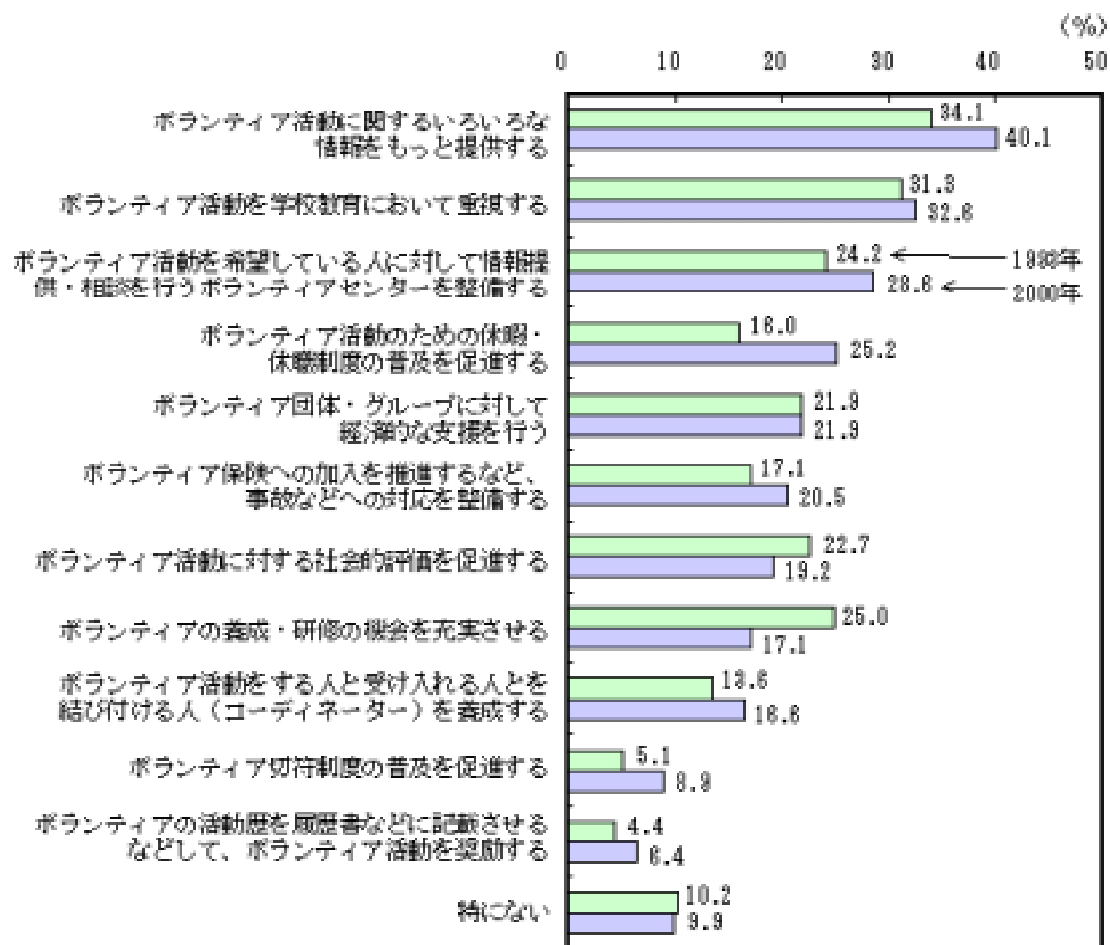
中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」

（平成14年7月29日）

「学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業」

「子ども放課後・週末活動等支援事業」

第1-2-2図 ボランティア活動に関する情報提供への要望が高い



- (備考) 1. 総理府「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」(1993年)および経済企画庁「国民生活選好度調査」(2000年)により作成。
 2. 「あなたは、ボランティア活動について、国や地方公共団体(自治体)にどのようなことを望みますか。この中から3つまであげてください。」という問に対する回答者の割合(複数回答)。
 3. 回答者は、1993年が全国の15歳以上の男女2,144人、2000年が全国の15~69歳の男女2,972人。

中央教育審議会

「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」（関係部分の概要）

奉仕活動・体験活動をどのように推進していくのか

3. 18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援

18歳以降の個人が日常的に奉仕活動等に取り組むことができるよう、以下のような奨励・支援策を提言。

学生に対する奨励・支援

大学等において、**正規の教育活動として、ボランティアに関する講座や科目等を開設したり、学生の自主的なボランティア活動の単位認定等を積極的に推進**

学内における活動の機会の提供、学内の支援体制の充実、セメスター制度、ボランティア

休学制度の導入など

就職・採用に当たって、学生の活動実績を一層重視

企業、社会人に対する奨励・支援

企業の市民社会の一員としての社会貢献への期待

社会人が参加しやすい環境の整備（気軽に参加できる職場環境、勤務形態導入、社員の活動の奨励・支援）

公務員・教職員のボランティア活動の奨励（研修等での位置付け、啓発活動の充実、公務員や教職員の専門性を生かした活動プログラムの開発等を検討）

個人が参加できる多彩なプログラム等の開発・支援

青年・社会人向け長期参加プログラム

青年、社会人を対象とし、社会福祉施設、NPO、官公庁等において、1年程度の奉仕活動等を行うことを検討。

公共施設等におけるボランティアの受け入れの促進

学校、社会教育施設等の身近な公共施設において、ボランティアの活用を組み込んだ事業運営等。

ボランティア・パスポート（仮称）

地域単位で、地方公共団体やボランティア推進団体等が発行し、活動実績に応じて、住民の助け合い、公共施設の利用割引等を受けることを可能にするなどの仕組みを検討。

国際ボランティアの裾野の拡大

4. 国民の奉仕活動・体験活動を支援する社会的仕組みの整備

奉仕活動・体験活動を支援していくためには、行政、個人、ボランティア団体、企業、学校などが共に協力して、推進体制を作っていくことが必要。

協議会及び支援センターの設置

国、都道府県、市町村のそれぞれのレベルで、**ボランティア推進団体、学校、関係行政機関など関係者による連携協力関係を構築するための協議の場（協議会）を設置するとともに、活動に関する情報提供、相談、仲介などを通じて個人、学校、関係団体等が行う奉仕活動・体験活動を支援する拠点（支援センター）**を設ける。

コーディネーターの養成・確保

支援センター等において活動の円滑な実施に必要な連絡調整等を担うコーディネーターの養成・確保のための、養成講座の開設、モデルプログラムの開発等を行う。

5. 社会的気運の醸成

国民一般にとって、奉仕活動・体験活動がより身近なものとなり、一人一人が活動に参加し**やすい気運を醸成**するための仕掛け作り。

関係府省、民間団体等が協力して国民的な啓発運動を実施（ボランティア推進月間など）

奉仕活動・体験活動の全国的な概況をまとめた年次報告書等の作成

積極的に活動を行っている個人や団体などが社会から脚光を浴びる環境作り

番号	都道府県名	体制整備							子ども放課後・週末活動等支援事業		豊かな体験活動推進事業 推進地域数
		都道府県		市町村					モデル地域事業実施地域数	左のうち県事業(内数)	
		協議会	支援センター	協議会	支援センター	市町村数	全市町村数	割合			
1	北海道			27	27	27	212	13%	22		2
2	青森			25	25	25	67	37%	20	6	2
3	岩手			15	15	15	58	26%	12	1	2
4	宮城			17	17	17	71	24%	20	3	2
5	秋田			16	11	16	69	23%	8		2
6	山形			18	16	18	44	41%	20	3	2
7	福島			17	17	17	90	19%	8		2
8	茨城			14	10	14	84	17%	19		2
9	栃木			4	2	4	49	8%	10		1
10	群馬			23	22	23	70	33%	8		3
11	埼玉			18	17	18	90	20%	18	1	2
12	千葉			14	14	14	80	18%	20		4
13	東京			15	8	15	62	24%	9	1	2
14	神奈川			4	1	4	37	11%	4		3
15	新潟			29	29	29	111	26%	8		3
16	富山			9	9	9	35	26%	9		2
17	石川			10	10	10	41	24%	10		2
18	福井			35	35	35	35	100%	36	1	1
19	山梨			13	13	13	64	20%	11	3	2
20	長野			16	14	16	120	13%	13		2
21	岐阜			33	33	33	99	33%	13	1	2
22	静岡			11	11	11	74	15%	8	8	2
23	愛知			18	18	18	88	20%	9		2
24	三重			18	18	18	69	26%	15	4	2
25	滋賀			29	13	29	50	58%	27	2	2
26	京都			19	7	19	44	43%	15		2
27	大阪			18	11	18	44	41%	16		2
28	兵庫			27	27	27	88	31%	27		3
29	奈良			9	2	9	47	19%	8		2
30	和歌山			13	13	13	50	26%	14	1	2
31	鳥取			30	30	30	39	77%	30		2
32	島根			12	12	12	59	20%	10		2
33	岡山			26	26	26	78	33%	10		2
34	広島			21	12	21	86	24%	11		2
35	山口			22	19	22	56	39%	15	1	2
36	徳島			13	13	13	50	26%	4		3
37	香川			9	9	9	39	23%	5		2
38	愛媛			20	13	20	70	29%	23		1
39	高知			30	15	30	53	57%	24	1	2
40	福岡			17	17	17	97	18%	17		5
41	佐賀			15	15	15	49	31%	12		2
42	長崎			17	14	17	79	22%	8	1	1
43	熊本			30	28	30	94	32%	13		2
44	大分			10	10	10	58	17%	12	1	2
45	宮崎			5	5	5	44	11%	7		2
46	鹿児島			14	14	14	96	15%	6		2
47	沖縄			15	15	15	53	28%	19	3	3
	合計	47	47	840	732	840	3242	26%	663	42	101

子ども放課後・週末活動等支援事業について

1. モデル地域数 47都道府県 663地域
(うち都道府県が広域地域を対象に実施 44県)

2. モデル事業数 47都道府県 884事業

(
・地域教育力活性化モデル事業 : 678事業
・放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業 : 206事業
)

3. モデル事業総数 2,042事業

4. モデル事業別活動分類

分 類	事業数	割合 (%)
子どもの居場所再生事業	647	31.7
地域ふれあいサポート事業	653	32.0
地域・学校パートナーシップ事業	136	6.6
専修学校子どもウィークエンドスクール事業	45	2.2
子どもの科学・理科の楽しさ再発見事業	37	1.8
キープエコロジー事業	128	6.3
放課後子どもスポーツ活動活性化事業	221	10.8
その他(上記以外の特色を生かした事業)	175	8.6
小 計	2,042	100%

5. 参加予定者総数 年間約200万人が参加予定
(1モデル地域あたり平均約3千人が参加)

政策項目名 学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材

担当局課 生涯学習政策局 社会教育課（課長：折原 守）

1. 文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき、都道府県及び市町村教育委員会に置かれる、社会教育に関する専門的職員である。その職務は、地域における社会教育行政の企画・実施と社会教育関係者に対する専門的な指導・助言であり、こうした職務を通じて、住民の学習活動を援助する役割を果たしているところである。具体的には、公民館等の社会教育施設を中心に行われる社会教育事業と、学校教育、社会福祉等において行われる様々な関連事業等との適切な連携・協力を図る、コーディネーターとしての役割等を果たしているところである。

文部科学省では、社会教育法（昭和24年法律第207号。）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。）に基づき社会教育主事講習を実施し、学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材としての育成を図っているところである。また、国は自らが社会教育主事等を対象とした研修を行う他、都道府県・政令指定都市が開催する社会教育主事等を対象とした研修事業に対し補助を行うことにより、社会教育主事の資質向上を図っているところである。

さらに、平成13年7月には社会教育法の改正に伴い、社会教育主事となる資格要件が緩和され、文部科学大臣が指定する社会教育に関係のある業務の経験を実務経験として評価できることとなった。これにより、青少年の活動指導の経験を持つ人材など幅広い人材が社会教育主事となる資格を取得することが可能となった。

関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
社会教育主事講習	<p>社会教育法に定められている社会教育に関する専門職員である社会教育主事の養成を目的とした資格付与の講習。</p> <p>地域社会と社会教育等の事項について講義が行われるなど、学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材としての育成を図る。</p> <p>-----</p> <p>(予算額)</p> <p>平成12年度 42百万円 平成13年度 26百万円 平成14年度 26百万円</p>	約40日間	<p>(受講者数)</p> <p>平成12年度 1,818人 平成13年度 1,593人 平成14年度 1,559人</p>

<p>社会教育研修事業等</p>	<p>文部科学省においては、社会教育主事等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施する。</p> <p>-----</p> <p>(予算額)</p> <p>平成12年度 37百万 平成13年度 8百万 平成14年度 8百万</p>	<p>3日間</p>	<p>(受講者数)</p> <p>平成12年度 43人 平成13年度 36人 平成14年度 47人</p>
<p>社会教育法改正</p>	<p>社会教育主事となる資格要件について、文部科学大臣が指定する社会教育に係のある業務の経験を実務経験として評価できるよう規定。</p>		<p>平成13年7月11日施行</p>
<p>社会教育研修支援事業</p>	<p>都道府県・政令指定都市において、社会教育主事等の社会教育に関する専門職員の資質向上を目的とした現職研修を実施。文部科学省では、これらの現職職員研修事業に対し補助を行っているところ。</p> <p>-----</p> <p>(予算額)</p> <p>平成12年度 174百万円 平成13年度 84百万円 平成14年度 76百万円</p>		<p>社会教育主事研修 実施都道府県数</p> <p>平成12年度 42都道府県 平成13年度 39都道府県 平成14年度 38都道府県</p>

2. 文部科学省の取組の実施状況の分析

当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方公共団体の役割分担の分析（推進体制を含む）

社会教育主事となる資格要件や社会教育主事講習の科目等については、社会教育法及び省令により規定されているところであり、全国的な水準の確保がなされているところである。具体的には、社会教育主事となる資格を得るには、社会教育主事講習を修了するか、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得する事が必要とされ、社会教育主事講習を大学及びその他の教育機関に委嘱する際には、文部科学省が講習科目が社会教育主事講習等規程に定められた内容に沿っているか等の確認を行っているところである。この際、生涯学習と学校教育等に関する事項を扱うよう働きかけることにより、学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材としての育成を図っている。

一方、地方公共団体は、社会教育主事等の社会教育に関する専門的職員を対象とした、専門的・実践的な知識・技術についての研修を行い、職員の資質向上を図っており、その中で、地域社会の問題点や、学社連携・融合を取り上げることで、学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材としての資質向上を図っている。

ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析

社会教育主事については、社会教育法第9条の2において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず置くこととされているものの、社会教育主事としての発令には一定の実務経験が必要となることから、社会教育主事となる資格を有する者が少ない市町村の教育委員会においては、人材の確保が難しく、社会教育主事を置いていない市町村もある。

市町村の社会教育主事については、昭和34年の改正で必置と改められたが、その改正法附則第2項及び社会教育法施行令等の一部を改正する政令（昭和34年政令第157号）附則第2項第3号によって、人口1万人未満の町村については、当分の間設置が猶予されて現在に至る。

なお、平成13年の社会教育法改正に伴い、社会教育主事となる資格要件が緩和され、社会教育に関係のある一定の業務に従事した経験を実務経験として評価できるようになったことから、従来は認められなかったボーイスカウトのリーダーや青年海外協力隊の隊員等の職務経験についても実務経験として評価され、社会教育主事としての発令が容易になったところ。

関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析

社会教育主事講習については、毎年1,500名程度が修了しているところ。講習においては、地域社会と社会教育等の事項について講義が行われるなど、学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材としての意識向上に貢献していると考えられる。また、約9割の都道府県において、社会教育研修支援事業の一事業として社会教育主事を対象とした研修が行われており、その中で学校と地域社会との連携融合等が取り上げられるなど、現職職員のコーディネーターとしての資質向上に役立っていると考えられる。

3．総合的な評定（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開

総合的な評定

現在、学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材としての社会教育主事の育成については、社会教育主事講習等を通じて、一定の成果を上げていると考えられるが、一部の市町村においては、いまだ社会教育主事が置かれていないという問題がある。平成13年7月の社会教育法の改正による資格要件の緩和により、今後これらの市町村においても社会教育主事の設置が促進されることが期待されるが、今後も設置状況を調査する等必要な対応策を講じる必要がある。

今後の取組の展開（評価結果の政策への反映状況について）

社会教育主事を置いていない市町村の解消については、都道府県が社会教育主事を市町村へ派遣する、派遣社会教育主事制度の活用も考えられることから、今後、社会教育主事の設置状況の調査を踏まえた上で、各都道府県教育委員会を通じて、社会教育主事の設置と派遣社会教育主事制度の活用を指導していく予定である。

派遣社会教育主事制度は、市町村における社会教育行政の充実のため、市町村教育委員会からの求めに応じて、都道府県教育委員会が社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣する制度である。派遣社会教育主事は、都道府県教育委員会事務局職員と、派遣先の市町村教育委員会事務局職員の両方の身分を併せ持ち、派遣先の事務に従事する。

4．関係資料・データ等

- ・社会教育法の一部（別添）
- ・社会教育主事の設置状況（平成11年度 社会教育調査）

社会教育主事の設置状況

	教育委員会数	社会教育主事を置く 教育委員会数
計	3,326	2,807
都道府県	47	47 (100 %)
市(区) 計	694	599 (86 %)
内訳	20万人以上	119 (82 %)
	10万人以上20万人未満	125 (84 %)
	5万人以上10万人未満	226 (86 %)
	3万人以上5万人未満	152 (89 %)
	3万人未満	72 (90 %)
町 計	1,965	1,700 (87 %)
内訳	3万人以上	113 (91 %)
	1.5万人以上3万人未満	444 (86 %)
	1万人以上1.5万人未満	424 (88 %)
	1万人未満	984 (85 %)
村 計	559	432 (77 %)
内訳	3万人以上	4 (100 %)
	1.5万人以上3万人未満	8 (75 %)
	1万人以上1.5万人未満	21 (90 %)
	1万人未満	526 (77 %)
組合等	61	29 (48 %)

(平成11年度 社会教育調査)

社会教育主事を置く教育委員会数には、次の ~ の全ての当該教育委員会が入る。
 社会教育主事のみを置く教育委員会
 派遣社会教育主事のみを置く教育委員会
 社会教育主事と派遣社会教育主事の両方を置く教育委員会

社会教育法（抄）

（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に質するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

ニ 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

政策項目名 情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員

担当局課 初等中等教育局 参事官(参事官:小畔 敏彦)

1. 文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

コンピュータの積極的活用を図ることが明記された新しい教育課程が平成14年度から順次実施されることから、平成13年度までにこの新しい教育課程に対応できる教員を養成するため、教育情報化推進指導者研修を実施してきたところである。

平成14年度以降においては、「e-Japan 重点計画 2002」(平成14年6月策定)に基づき、平成17年度までに、概ね全ての教員がコンピュータを活用して指導できるようにすることを目標に、国としては都道府県レベルのリーダー養成を目的とした研修を実施し、都道府県、学校の各段階においても教員研修を体系的に実施しているところである。

また、「初等中等教育におけるIT活用の推進に関する検討会議」(平成14年3月設置)から、IT活用指導力の向上のための方策について報告を受けたところであり、これを踏まえ、必要な施策を講じているところである。

関係する主な事業等(補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等)の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
IT活用指導力向上プラン (平成13年度まで「教育情報化推進指導者養成研修」を実施)	新教育課程に対応し、コンピュータを使った授業が実施できる教員を増加させるため、教育委員会等での研修の核となる人材を養成(独立行政法人教員研修センターが実施) 平成12年度:50百万円 平成13年度:独立行政法人教員研修センター運営交付金の内数 平成14年度:独立行政法人教員研修センター運営交付金の内数	平成14年度~	平成12年度受講者238名 平成13年度受講者729名 平成14年度受講者976名 (見込)
初等中等教育におけるITの活用の推進に関する検討会議の実施	子どもたちの「確かな学力」の向上を図る観点から、ITが果たし得る教育効果を明らかにするとともに、効果的なIT活用を広め定着させるための視点や方策について検討	平成14年3月~ 平成14年8月	平成14年8月報告書(「ITで築く確かな学力~その実現と定着のための視点と方策」)をとりまとめ。
各教科のIT活用指導用ガイドブックの作成	各教科の効果的なIT活用法をまとめたインターネット提供用ガイドブックの作成	平成14年4月~ 平成15年3月	平成15年3月インターネットにより提供予定
ITを活用した指導力に関する評価指標の作成	各教科において教員がITを活用する上で求められる指標の作成	平成14年10月~ 平成15年3月	平成15年3月完成予定

2. 文部科学省の取組の実施状況の分析

当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方公共団体の役割分担の分析（推進体制を含む）

国においては、「e-Japan 重点計画 2002」を策定し、平成17年度までに、概ね全ての教員がコンピュータを活用して指導できるようにすることを目標としており、このため、各教科の効果的なIT活用方法の研究や、教員に様々な教員研修の機会を提供など、様々な施策の企画・立案・実施を図っているところである。

その施策の1つとして、国、都道府県、学校の各段階ごとに体系的な研修を実施しており、国において、都道府県レベルのリーダーを養成し、都道府県においては、校内のリーダーを育成し、各学校において、校内リーダーが他の教員を指導することとし、教員研修を体系的に実施している。

また、国において、教員のIT活用指導力の向上を図るための調査研究を実施し、地方公共団体においては、その研究成果の実践を図ることとしている。

ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析

平成11年に策定された「ミレニアム・プロジェクト」（内閣総理大臣決定）等に基づき、平成13年度までに全ての公立学校教員がコンピュータの活用能力（操作能力）を身に付けることを目標に教員研修等を実施してきたところである。（平成13年度末における操作できる教員の割合84.9%）

平成14年度以降は、「e-Japan 重点計画 2002」に基づき、平成17年度までに概ね全ての教員がコンピュータを活用して指導できるようにすることを目標に、計画的に教員研修等を実施しているところである。

この結果、公立学校の全教員を対象とした調査では、コンピュータを用いて指導できる教員の割合が、平成11年度では31.8%、12年度では40.9%、13年度では47.4%と向上しており、「e-Japan 重点計画 2002」の目標の達成に向けて着実に確保・育成は進んでいると考える。

関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析

文部科学省が平成14年3月31日現在で全国の公立学校を対象に実施した「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」（平成14年8月公表）によると、平成13年度では約6割の教員が何らかの研修を受けており、また上記のとおり、平成11年度では31.8%、12年度では40.9%、13年度では47.4%と着実に指導できる教員の割合が向上していることから、効果を上げていると考えられる。

3. 総合的な評定（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開

総合的な評定

国、都道府県、各学校における体系的な研修について、引き続き着実に実施していくとともに、教員に自由な時間に自らの弱点を効率的に学習できる機会や、同一教科を担当する他の教員との連携・情報共有を積極的に行っていくことが重要である。

今後の取組の展開（評価結果の政策への反映状況について）

平成15年度からは、国、都道府県、各学校における体系的な研修に加え、eラーニング方式の自学自習型研修システムの開発や、同一教科の教員の連携を促進し、IT活用指導力を向上させるためのモデル事業を実施する。このほか、各教科における効果的なIT活用法とその授業実践例をまとめたインターネット提供用ガイドブックが全国の教員に活用されるよう、国の研修等で積極的に活用させていく。

4. 関係資料・データ等

「e-Japan 重点計画-2002」（平成 14 年 6 月 18 日 I T 戦略本部）の概要（抜粋）

我が国が世界最先端の I T 国家となり、国民すべてが I T の恩恵を享受できる社会を実現するためには、I T を実際に活用する「人」に着目し、「I T 人づくり」を推進していくことが重要

（目標）

学校教育の情報化（全ての子どもたちの I T 活用能力の向上）。

（今後の施策）

I T 活用型教育の本格的実施の推進

各教科の指導を充実させるための I T の効果的な活用方法等を検討し、2002 年夏までに一定の結論。

小・中・高等学校の各教科や「総合的な学習の時間」における情報通信ネットワークの活用

I T 指導力の向上

2005 年までに概ね全ての公立学校教員がコンピュータを用いて子どもたちを指導。

政策項目名 学校の情報化を支援する人材（システムエンジニア等）

担当局課 初等中等教育局 参事官（参事官：小畔 敏彦）

1. 文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に活用する「特別非常勤講師制度」により、コンピュータの専門家等を特別非常勤講師として各学校に配置する際の補助を行うとともに、教員研修などに活用できるよう情報処理技術者（システムエンジニア）の委嘱事業について地方財政措置がされている。

また、「学校いきいきプラン」の一環として、多様な知識や経歴を有する社会人を学校の補助教員として導入するため、「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用することが可能となっている。

関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
特別非常勤講師配置事業費補助の実施	学校外の人材を特別非常勤講師（情報分野を含む）として配置するために必要な経費を補助 平成13年度249百万円の内数 平成14年度312百万円の内数	平成13年度～	平成13年度活用件数14695件のうち情報分野1185件
学校いきいきプランの推進（緊急地域雇用創出特別交付金）	多様な知識や経歴を有する社会人を全国の学校に補助教員として導入 平成13年度 111百万円 平成14年度4,694百万円（見込） （学校の情報化等にかかる実績のみ計上）	平成13年度～（補正予算）	平成13年度 543人 平成14年度4,186人（見込） （学校の情報化等にかかる実績のみ計上）
情報処理技術者委嘱事業（地方交付税措置）	情報処理技術者を活用し、情報教育の技術面の指導や研修を実施するために必要な経費を措置 平成12年度1,760億円程度の内数 平成13年度1,930億円程度の内数 平成14年度1,960億円程度の内数 （1標準道府県当たり24,710千円）	平成12年度～（新整備計画）	データなし

2. 文部科学省の取組の実施状況の分析

当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方公共団体の役割分担の分析（推進体制を含む）

学校の情報化を支援する人材の確保・育成については、地方公共団体が学校の設置者として直接責任を有しており、地方公共団体は、地域の実情に応じて、教育委員会の指導主事や学校の情報化リーダー的教員、外部のIT専門家などの様々な人材を活用している。

国は、このような地方公共団体の取組を支援し推進するため、学校いきいきプランや特別非常勤講師配置事業費補助を実施するとともに、情報処理技術者の委嘱について地方財政措置がされている。

また、平成13年に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」が改正され、各地方公共団体は、地域内の学校の情報化を促進するため、情報化の拠点校に対し、教員の加配を行

うことが可能となった。

さらに、所管法人の財団法人コンピュータ教育開発センターよりIT専門家のデータベースが全国に提供されている。

ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析

特別非常勤講師配置事業費補助や緊急地域雇用創出特別交付金の趣旨が十分に地方公共団体に伝わっていないことも一因していると考えられる。

現在、「e-Japan 重点計画」等に基づいて、2005年度までに、各学級の授業においてITを活用した教育が行われるよう、学校教育の情報化を進めているところである。

このような状況の中、地域における教育用ネットワークの構築や学校におけるインターネットの高速化などの進展により、ITを活用した教育が定着してくるにつれ、ネットワークセキュリティ面も含めた学校教育の情報化をサポートする人材の必要性が高まっており、現在その施策を講じつつある状況である。

関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析

特別非常勤講師配置事業費補助のうち情報分野に関する平成13年度の実績は、1,185件であり、緊急地域雇用創出特別交付金については、平成14年度に4,186人が全国の小中高等学校等において活用予定であり、これらの事業は学校の情報化を支援する人材を確保、育成する上で大きな役割を占めていると考えられる。

3. 総合的な評価（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開

総合的な評価

引き続き、特別非常勤講師配置事業費補助や緊急地域雇用創出特別交付金が十分活用されるよう、地方公共団体にPRしていくとともに、情報化の支援について、積極的な取組を行っている地方公共団体のノウハウを全国に普及啓発していくことが重要だと考えている。

今後の取組の展開（評価結果の政策への反映状況について）

上記の認識に基づき、地方公共団体を支援していく。

4. 関係資料・データ等

「e-Japan 重点計画-2002」（平成14年6月18日 IT戦略本部）の概要（抜粋）

我が国が世界最先端のIT国家となり、国民すべてがITの恩恵を享受できる社会を実現するためには、ITを実際に活用する「人」に着目し、「IT人づくり」を推進していくことが重要

（目標）

学校教育の情報化（全ての子どもたちのIT活用能力の向上）

（今後の施策）

学校のIT環境の整備

2005年度までに概ね全ての公立学校の高速インターネットの常時接続
必要な校内LANの整備やIT授業などに対応した「新世代型学習空間」
の整備等の推進により、全ての教室がインターネットに接続

2005年度までに普通教室等への整備を推進するなど、教育用PC1台当たり児童生徒5.4人の割合の達成

政策項目名 スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員

担当局課 初等中等教育局 児童生徒課（課長：尾崎 春樹）

1. 文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

児童生徒の不登校や、暴力行為、いじめなどの問題行動は依然として憂慮すべき状況にあり、また、昨今少年の凶悪犯罪が続いて発生し、さらに子どもたちが内面にストレスや不満を抱え込み、抑制ができなくなって衝動的に問題行動等を起こしたと思われる事例が多く見られる。

こうした不登校や、問題行動の未然防止や早期発見、早期解決のため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを各学校に配置し、児童生徒が安心して相談し、悩みや不安ストレスを解決できるようにするとともに、教員や保護者に助言が得られるようにする。

また、平成10年度（2学期）より、生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう「心の教室相談員」を配置している。

平成10年度より開始している「心の教室相談員」は、生徒の話を積極的に受け止め、一緒に悩んだり考えたりすることによって生徒のストレスを和らげ、心に安らぎを与えるものであり、その特性を生かして学校の教育相談体制の充実を担っている。

関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
スクールカウンセラー活用事業補助	平成11年度：34億円 平成12年度：36億円 平成13年度：40億円 平成14年度：45億円	平成7年度～12年度 (国の委託事業) 平成13年度～	平成11年度：2,015校 平成12年度：2,250校 平成13年度：4,406校 平成14年度：(未定)
心の教室相談員の配置	平成11年度：41億円 平成12年度：40億円 平成13年度：34億円 平成14年度：22億円	平成10年度～	平成11年度：7,813校 平成12年度：7,749校 平成13年度：6,786校 平成14年度：(未定)

2. 文部科学省の取組の実施状況の分析

当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方公共団体の役割分担の分析（推進体制を含む）

スクールカウンセラー活用事業は、都道府県・指定都市教育委員会がスクールカウンセラーを学校に配置し、それらを活用する際の諸課題についての調査研究を行う事業に対し、国としてその経費の補助を行うものである。この事業によって計画的なスクールカウンセラーの配置の拡充が図られている。

また、スクールカウンセラーが配置されていない中学校に対しては、心の教室相談員を配置することとしている。

ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析

児童生徒の心の問題に適切に対処するためには、その悩みや不安を十分受け止めて相談に当たることが大切である。このため、文部科学省では、平成7年度から「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、その活用等についての調査研究を委嘱事業として実施してきた。

平成13年度からは、これまでの調査研究の成果を踏まえ、補助金化し、平成17年度を目途に、公立中学校の全ての生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制の整備を図っているところである。

スクールカウンセラーの場合、事業開始以来、専門性を備えた外部の人材を活用するという趣旨のもとに実施しているため、そうした人材を全国一律に一定水準確保することが難しいという実情がある。

関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析

スクールカウンセラー活用事業及び心の教室相談員の配置事業とも、教育相談体制の充実の観点から一定の貢献をしている。

3. 総合的な評定（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開

総合的な評定

平成7年度からの調査研究事業において、スクールカウンセラーが配置された学校では、不登校や暴力行為の増加が抑制されている。平成11年度からスクールカウンセラーを配置した学校では13年度にかけての増加率が、不登校の場合全国平均6.4%増に対して、配置校は、1.7%増、暴力行為の場合全国平均4.3%増に対して、配置校は13.2%減。

こうした成果を踏まえ、平成13年度においては、4,406校にスクールカウンセラーの配置が進んでいる。

今後の取組の展開

児童生徒の問題行動等の状況は依然として憂慮すべき状況にあり、また不登校児童生徒数は平成13年度に約13万9千と過去最高を更新するなど一向に歯止めがかからない状況にある。

このため文部科学省では、こうした生徒の悩みや不安を受け止め、心のケアに当たるスクールカウンセラーや心の教室相談員を学校に配置し、教育相談体制の充実を図ってきたところである。

文部科学省としては、平成17年度までに約1万校（3学級以上）に配置し、公立中学校のすべての生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制が整備されることを目標に、その配置の充実に努めることとしている。

4. 関係資料・データ等

教育改革国民会議報告（平成12年12月）

「質の高いスクールカウンセラーの配置を含めて、専門家に相談できる体制をとる。」

21世紀教育新生プラン（平成13年1月）

「質の高いスクールカウンセラーなどの配置の促進」

「心の教室相談員の配置」

心と行動のネットワーク - 心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ -

（平成13年4月）

児童生徒の問題行動を防ぐために一層充実すべき施策

「スクールカウンセラーの配置を拡充し、すべての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を早期に整備していくことが必要である」

人間力戦略ビジョン（平成14年8月）

（道徳教育の充実）「児童生徒の心の相談に対応するためのスクールカウンセラーの充実」

政策項目名 学習障害（LD）やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員

担当局課 初等中等教育局 特別支援教育課（課長：上月 正博）

1. 文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

学習障害（LD）については、学校現場での対応が重要課題として認識されるようになってきたため、平成3年に国立特殊教育総合研究所において研究が始まり、「通級指導教室に関する調査研究協力者会議」の報告（平成4年）で初めてその対応についての検討の必要性が取り上げられた。これを踏まえ、平成4年6月に「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成11年7月に報告「学習障害児に対する指導について」をとりまとめた。この報告において、定義 判断・実態把握基準（試案） 指導方法等を明らかにした。また、「学習障害児に対する指導体制の充実事業」により、校内委員会の設置、専門家チームの設置等、指導体制の整備を図っている。また、国立特殊教育総合研究所との連携、協力により、指導者の養成に向けた研修が行われてきている。

注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症については、学校現場での対応が重要課題として認識されるようになってきたため、平成11年より国立特殊教育総合研究所において研究が始まり、平成13年の「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告において検討の必要性が取り上げられた。これを踏まえ、国としては、学校や地域における指導体制の整備を図ることを重要課題と考え、実態調査を行うとともに、「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、平成13年10月の設置以来、同協力者会議に専門家等から構成される作業部会を設けて精力的に検討を行い、定義、判断基準等を明らかにした状況（平成14年10月中間とりまとめ）であり、今後、この定義等を踏まえて、指導体制の充実に向けて取り組む予定である。

また、「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」においては、LD、ADHD、高機能自閉症の定義、判断基準等が明らかになったことを踏まえ、通常学級における特別支援教育体制を確立するための諸制度の在り方等について更に調査検討を進め、平成15年3月に最終報告がまとめられる予定である。

関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議	学習障害の定義、実態把握の方法、指導についての基本的な考え方、指導内容・方法の工夫、指導に当たっての配慮事項等について、調査研究を行った。	平成4年度～平成11年度	平成11年7月 最終報告「学習障害児に対する指導について」をとりまとめ ・学習障害の 定義 判断・実態把握基準（試案） 指導方法等、が示された。
学習障害児に対する指導体制の充実事業	各都道府県に委嘱して、学習障害に対する指導体制の整備、効果的な指導を行うための方策について実践研究を行う。	平成12年度～平成14年度	・平成12年度 15地域に委嘱 ・平成13年度 47都道府県委嘱 ・平成14年度 40都道府県委嘱 ・平成14年10月に「学習障害（LD）への教育的支援」を発行し、先行している15地域の成果を広報
特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（調査審議中）	近年の児童生徒の障害の重度・重複化に対応するため、障害種別の枠を超えた盲・聾・養護学校の在り方を検討し、また、小・中学校等に在籍す	平成13年度～	平成14年10月 中間まとめ 「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」をとりまとめ ・ADHD、高機能自閉症の

	る注意欠陥 / 多動性障害 (ADHD) 児、高機能自閉症児など特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応のため、全国の実態を踏まえながら特別支援教育の在り方に関して調査研究を行う。		定義、判断基準 (試案)、指導方法等が示された ・特別支援学校 (仮称) の制度化や特殊学級等の見直し
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査	学習障害 (LD)、注意欠陥 / 多動性障害 (ADHD)、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにし、今後の施策の在り方や教育の在り方の検討の基礎資料とするため、全国 5 地域の公立小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒約 4 万人を対象に、担任教師に対するアンケート調査を実施。	平成 13 年度 ~ 平成 14 年度	平成 14 年 2 ~ 3 月 実態調査実施 平成 14 年 10 月 調査結果公表

2 . 文部科学省の取組の実施状況の分析

当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方公共団体の役割分担の分析 (推進体制を含む)
 学習障害 (LD) や ADHD 等の児童生徒については、指導体制の整備が緊急の課題であり、国と地方公共団体の連携協力により取組が進められる必要がある。この場合、国は体制整備に向けた基本的な枠組みや考え方を示すことを基本とし、地方公共団体は、この枠組みや考え方の中で、人材の養成を含め地域や学校の実情に合った体制整備を図ることとなるが、国としても地方公共団体の取組を支援し、新たな体制整備を推進するために特別支援教育推進体制モデル事業を平成 15 年度から行うことを予定している。

また、人材育成については、地方公共団体によっては、既にその重要性を認識し、取組を開始しているところがあるが、国としても、全国的に地方公共団体が行う人材養成に向けた取組が行われるよう、必要な協力を行うとともに、国立特殊教育総合研究所との連携により、指導的地位にある者を対象とした研修の充実を図る予定である。

ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析

ADHD、高機能自閉症に関しては、これまでその定義、判断基準、指導方法等が明らかでなかったため、学校における適切な対応がなされてこなかった。国としても総合的、体系的な取組が必ずしも十分に行われていなかった。国としては、指導体制の整備を重点課題と考え、定義、判断基準等を明らかにしたところであり、これを踏まえ、指導体制の整備に向けた制度の改善や特別支援教育体制のモデル開発、又は国立特殊教育総合研究所と連携して指導的立場にある教員等に対する研修の充実を図る必要がある。地方公共団体においては、国の事業を通じて、地域の実情に応じた体制整備を図るほか、教育センターにおける、教職員の養成、研修等の取組の充実が必要である。

関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析

LD については、「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」の報告 (平成 11 年 7 月) により、その定義、判断基準、実態把握基準 (試案)、指導の方法などが明らかになった。また、平成 12 年度から、「学習障害児に対する指導体制の充実事業」が全国で展開されてきており、同会議の示した定義、判断基準、実態把握基準等の検証や学校における適切な指導体制の整備に向けて取り組んでいる。具体的には、小・中学校関係の教員等からなる校内委員会の設置、LD の判断や適切な教育的対応のための専門家チームの設置、専門家による巡回指導等による効果的な体制整備が進められてきている。

ADHD、高機能自閉症についても、「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の検討結果を踏まえ、制度的な改善について具体的な検討を進めるとともに、平成 15 年度から指導体制の整備に向けた事業を新たに開始する予定。

3．総合的な評定（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開

総合的な評定

国としては、LDについての効果的な体制整備、人材養成は一定は進められてきているが、ADHD等を含めた総合的、体系的な取組が必ずしも十分に行われておらず、指導体制の整備等の取組が必要である。このため、各学校での連絡調整役となる特別支援教育コーディネータ - の在り方の検討、施策や諸制度の改善、小中学校における特別支援教育体制のモデル開発等を行うことが必要である。

また国立特殊教育総合研究所においては、現在行っている学習障害児の指導者養成研修をADHD、高機能自閉症も含めて充実することが重要である。

なお、地方公共団体においても教育センター等を活用して教員の研修等、人材養成に取り組むことが重要である。

今後の取組の展開（評価結果の政策への反映状況について）

平成 15 年度より、現在行っている「学習障害児に対する指導体制の充実事業」をADHD、高機能自閉症も含めて拡充して支援体制の整備を図る「特別支援教育推進体制モデル事業」（平成 15 年度予算額（案）99 百万円）を行う予定である。

内容としては 注意欠陥／多動性障害（ADHD）や高機能自閉症のある児童生徒等に対する適切な指導のための体制整備の充実を図る、各学校において連絡調整の役割を担う特別支援教育コーディネータ - の在り方について検討を行う、小・中学校の教員を対象に、専門家による巡回相談事業の実施、が主なもの。

また、国立特殊教育総合研究所においては、平成 15 年度より、現在行っている学習障害児の指導者養成研修をADHD、高機能自閉症も含め充実を図る予定である。

4．関係資料・データ等

学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議報告（平成 11 年 7 月）

「学習障害児に対する指導について（報告）」

特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「中間まとめ（平成 14 年 10 月）」

「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査（平成 13 年度～平成 14 年度）

政策項目名 産学官連携をコーディネートする人材の確保・育成

担当局課 研究振興局 研究環境・産業連携課（課長：田中 敏）

1．文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

産学官連携を担う人材の養成・確保については第二期科学技術基本計画にも盛り込まれているところであり、文部科学省においては、大学等の研究者等を対象にTLOと連携しつつ技術移転のための人材育成を行うプログラムや大学と企業との共同研究等をコーディネートする人材を確保し大学等に配置する事業を実施している。

関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
人材育成プログラム (科学技術振興事業団)	大学等における技術移転業務を支援する人材の専門能力向上を目的として、これら人材を対象とした研修を実施。	平成 13 年度 ～	平成 13 年度は研修に使用する教材を作成し、平成 14 年度から 1 回 30 名程度、月 5 回程度の研修を行う。
産学官連携支援事業	大学等における共同研究など産学官連携活動の強化を図ることを目的として、専門知識・経験を有する人材(コーディネーター)を大学に配置。	平成 14 年度 ～	平成 15 年 2 月現在、80 大学に対して 102 名のコーディネーターを配置

2．文部科学省の取組の実施状況の分析

当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方自治体の役割分担の分析（推進体制を含む）

産学官連携をコーディネートする人材の役割は、大学等の研究成果の地域経済・社会等への移転を促進することである。大学等の研究成果の移転促進に当たりこのような専門人材の確保・育成の必要性・重要性は最近になって指摘されてきたところであり、国もこのような人材を確保・育成するための施策を開始しているところである。今後は地方公共団体においても当該地域において必要となる産学官連携に資する人材について把握し、確保・育成する必要がある。

ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析

共同研究や技術移転など産学官連携を推進する上で、それをコーディネートする人材の養成・確保の重要性が認識されてきたのは最近であり、文部科学省としてもそのための取組を強化しているところである。今後、国や地方公共団体はより一層産業界と連携し、人材の養成・確保を図っていく必要がある。

関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析

産学官連携をコーディネートする人材の確保・育成に関し、科学技術振興事業団による人材育成

プログラムについては、平成 14 年度から育成のための研修事業を開始したところであり、今後、科学技術振興事業団が全国 7 地域に整備している研究成果活用プラザ等を活用しつつ、本格的な研修事業を推進する予定である。

また、産学官連携支援事業は平成 14 年度に正式に開始した事業であるが、企業経験等を有するコーディネーターの活発な活動は各大学で高く評価されており、大学が産学官連携を推進する上で必要不可欠な人材となりつつある。また、コーディネーターの活動は、大学が企業等外部との連携を図る意識の高揚にもつながっている。

3．総合的な評価（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開

総合的な評価

産学官連携をコーディネートする人材の確保・育成に向けた文部科学省の取組は、上記のとおり開始して間もない事業ばかりであるが、人材同士のノウハウ等情報の共有を図る場の提供などを従来より一層充実させていくことが課題であると考えられる。このため、産学官連携支援事業等において地域のコーディネーターによる研修会等を積極的に開催するなど、人材の確保・育成をより効果的に推進するための取組を行っていくことが重要である。また、専門人材を確保又は更なるスキルアップを図るための取組に加え、産学官連携をコーディネートできる人材を大学等において養成できるような体制を整備することも必要である。

今後の取組の展開（評価結果の政策への反映状況について）

産学官連携をコーディネートする人材の確保・養成について、人材同士の情報の共有を図る場を積極的に提供することなどにより、事業の効果的な推進を図る。また、大学等において産学官連携をコーディネートするなど研究成果の活用等を図るための人材を養成するための取組を充実する。

4．関係資料・データ等

- ・科学技術基本計画（平成 13 年 3 月 30 日）より抜粋

最新の研究動向や研究開発に対するニーズについて、産業界と公的研究機関の者が定期的に議論できる場を設けたり、産学官連携を促進する人材の養成・確保を進める。

- ・知的財産戦略大綱（平成 14 年 7 月 3 日）より抜粋

1)産業界ニーズと大学シーズのマッチング機能の強化

大学・公的研究機関等において、企業ニーズや社会ニーズに迅速かつ的確に対応した研究テーマの設定や評価、共同研究の推進等を行うことができるよう、2002 年度以降、民間からのコーディネート人材の登用を含め、産学官連携のためのコーディネート機能を強化する。

政策項目名 地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材

担当局課 スポーツ・青少年局 生涯スポーツ課（課長：岩上安孝）

1. 文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

スポーツ振興基本計画では、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指す観点から、地域の誰もがそれぞれの体力、年齢、関心・興味等に応じてスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）の全国展開を図ることとされている。この総合型クラブには、地域住民による主体的な活動を目指す事業体として多様な種目のスポーツ実技を指導する指導者はもとより、円滑な運営を行うため経営能力を有する専門的な人材であるクラブマネジャーが必要とされている。

このため、平成12年度から文部科学省において、地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材の育成を図るため、各都道府県からの推薦者の対象に関係スポーツ団体と連携し、クラブマネジャーの養成講習会を実施しているところ。

関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
クラブマネジャー養成講習会	クラブマネジャーの育成を図ることを目的とし、講習会を行う。	平成12年度～	これまで2回実施し、200名を超える人材を育成。 （平成12年：107人 平成13年：101人）
スポーツ振興基本計画	平成13年度から概ね10年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、必要な施策を示す。	平成12年9月	クラブマネジャーの重要性を指摘し、国においてクラブマネジャーの養成講習会を開催することとしている。

2. 文部科学省の取組の実施状況の分析

当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方公共団体の役割分担の分析（推進体制を含む）

文部科学省においては、諸外国の実例や学識経験者からクラブマネジャーについての知見を集積し、各都道府県からの推薦者を対象に、クラブマネジャー養成講習会を開催することにより、全国に地域スポーツクラブをマネジメントするために必要な能力・知識を有する人材を提供するとともに、各都道府県におけるクラブマネジャーの養成講習会のモデル的役割を担う。また、スポーツ振興法の規定により、人材の確保・育成を含むスポーツの振興に関する「スポーツ振興基本計画」を策定している。

一方、地方公共団体においては、文部科学省が行う講習会等により輩出された人材を地方スポーツ行政において活用するとともに、国が持つ知見の活用や国が行う養成講習会を参考として、自らクラブマネジャーを養成するための事業を行うことが期待される。

ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析

クラブマネジャーの活動が最も期待される総合型クラブについては、平成12年9月に策定したスポーツ振興基本計画において、生涯スポーツ社会を実現するための必要不可欠な施策として、その全国展開が位置づけられたところ。このため、近年、総合型クラブについて関心が高まっており、その運営に必要な人材としてクラブマネジャーのニーズが急激に高まっているものと考えられる。

一方、クラブマネジャーの養成講習会は、スポーツ振興基本計画の策定を受け、平成12年度から国において実施し始めたところであり、まだ緒についた段階である。現在、同事業を参考にしてつ地方公共団体において、次第に同様の養成講習会が開催されつつある過渡的な状況である。

したがって、引き続きこれまでの施策を着実に実施していくことが重要と考えられる。

関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析

国の行うクラブマネジャー養成講習会は例年募集枠を遙かに越える応募が地方公共団体から出され、実際にも多くの受講者が現場でクラブマネジャーとして活躍しているなど高い評価を受けている。

3. 総合的な評価（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開

総合的な評価

上記の分析の結果、文部科学省としては、新しい分野であるクラブマネジャーについての知見をさらに蓄えていくとともに、現場で活躍できるクラブマネジャーを養成できるよう、さらなる内容の充実を図ることが課題である。

今後の取組の展開（評価結果の政策への反映状況について）

クラブマネジャー養成講習会に新しい知見を盛り込むなどさらなる内容の充実を図るとともに、講義形式のみならず受講生が主体的に参加できる演習を充実するなど受講者のニーズに応えられるような体制の整備を図りつつ、引き続き着実に実施していく。

4. 関係資料・データ等

クラブマネジャー養成講習会

- ・15年度予算額 3,657千円
- ・これまでの受講修了者 208名

政策項目名 スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材

担当局課 スポーツ・青少年局 企画・体育課（課長：山根 徹夫）

1. 文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

都道府県が行う中・高等学校等で運動部活動を指導している教員対象の研修会を開催する事業や運動部活動の指導に外部指導者を活用する事業等に対し、補助を行うとともに、平成12年度から、運動部活動の実態や外部指導者の活用状況等についての調査研究を行っている。

また、平成14年度から、複数校合同運動部活動や運動部活動と地域スポーツクラブの連携などの在り方について、実践地域に事業を委嘱して調査研究を実施している。

関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
運動部活動指導者研修事業	都道府県が行う中学校及び高等学校等で運動部活動を指導している教員のうち、経験の浅い者を対象に実技指導力向上のための研修会を開催する事業に要する経費の一部を国が補助する。 12年度 39,746千円 13年度 39,746千円 14年度 39,746千円	2年度～	12年度 受講者数 6,316人 13年度 受講者数 5,835人 14年度 受講者数 6,660人 (見込み)
スポーツエキスパート活用事業	都道府県・市町村が行う運動部活動の指導に外部指導者を活用するとともに、外部指導者を対象に研修会を開催する事業に要する経費の一部を国が補助する。 12年度 111,655千円 13年度 270,000千円 14年度 483,755千円	9年度～	12年度 活用量数 2,094人 13年度 活用量数 3,748人 14年度 活用量数 7,172人 (見込み)
運動部活動の実態に関する調査研究	運動部活動について実態調査を行い、その実施に伴う様々な課題について調査を行うとともにその解決方策について調査研究を行う。 13年度 14,821千円	12年度～	・協力者会議の開催：平成12年度5回開催、平成13年度1回開催、平成14年度1回開催 ・アンケート調査の実施：平成13年度
運動部活動地域連携実践事業	複数校合同による運動部活動や地域スポーツクラブ等との連携など、1校の枠を超え、地域のあ	14年度～	・実践地域の委嘱：平成14年度から、全国47箇所の実践地域を委嘱した。 ・全国連絡協議会の開催：平成14年度2回開催

	<p>らゆる資源を活用した地域社会との連携について、市町村単位で指定する運動部活動地域連携実践地域を実践校を設け、実践的な取組を行う。</p> <p>14年度 98,998 千円</p>		
スポーツ振興基本計画	<p>平成 13 年度から概ね 10 年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、必要な施策を示す。</p>	12 年 9 月	<p>・運動部活動の改善・充実のための到達目標として、運動部活動の指導者の充実を掲げ、地域の指導者の運動部活動への導入が促進されるようなシステムの構築を図るとともに、運動部の顧問に加えて地域の指導者に対しても研修の充実を図ることとした。</p>

2 . 文部科学省の取組の実施状況の分析

当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方自治体の役割分担の分析（推進体制を含む）

学校の運動部活動を指導する人材の確保・育成については、地方公共団体がこれらの人材の確保・育成に直接責任を有しており、地方公共団体においては、自ら、運動部活動を指導している教員の資質の向上のための研修会の開催や外部指導者の学校への派遣などの取組を行っている。国は、地方公共団体におけるこうした取組に対して、補助事業、調査研究事業など、指導・助言・援助を行うことが主な役割であるとともに、スポーツ振興法の規定により、学校の運動部活動を指導する人材の確保・育成を含むスポーツの振興に関する「スポーツ振興基本計画」を策定し、地方公共団体が行うスポーツ施策を総合的に振興している。

ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析

指導する教員の高齢化や実技指導力不足などにより、近年、地域の指導者を学校の運動部活動において活用しようとするニーズが高くなってきているものであり、国・地方公共団体ともに、現在、人材の確保・育成施策を早急に講じつつある状況にあることが考えられる。国、地方公共団体は、それぞれの役割分担を踏まえつつ、一体的に施策を充実させていく必要がある。

関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析

学校の運動部活動を指導する人材の確保・育成に関し、スポーツエキスパート活用事業については、都道府県の担当者から、当該事業の効果を高く評価されているところであり、平成 14 年度から、都道府県の事業に加え、市町村の事業も補助対象としたところである。

また、運動部活動指導者研修事業についても、毎年度、約 6,000 人が受講しており、都道府県の担当者から、当該事業の効果を高く評価されているところである。

3 . 総合的な評定（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開

総合的な評定

上記の分析の結果、文部科学省として地方公共団体が行う人材の確保・育成施策をより効果的に支援するため、外部指導者の活用や指導者の研修の場の確保などを、従来より一層充実させていくことが課題であると考えられる。このため、スポーツエキスパート活用事業の活用人数の拡充を図る。また、スポーツ振興基本計画を今後 10 年間の具体的施策展開にあるように、外部指導者の事故発生時の補償の充実について地方公共団体の取組を促すこととしている。

今後の取組の展開（評価結果の政策への反映状況について）

文部科学省としては、平成 15 年度予算案において、スポーツエキスパート活用事業の活用人数を 13,000 人に拡充するとともに、平成 15 年度から、補助金交付要項を改正し、補助対象経費に外部指導者の保険料を加えることとしている。

4．関係資料・データ等

（ 1 ）スポーツ振興基本計画（平成 12 年 9 月）（抜粋）

（3）運動部活動の改善・充実

到達目標

児童生徒のスポーツに関する多様なニーズに応えるため、運動部活動の指導者を充実するとともに、学校の実態等に応じて複数校合同で運動部活動が柔軟に実施できるようにする。

現状と課題

運動部活動は、学校の指導のもとにスポーツに興味と関心をもつ同好者で組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、学校教育活動の一環として位置付けられている。運動部活動では、教員は顧問や監督など指導者として重要な役割を果たしている。

しかしながら、最近、少子化による生徒数の減少、運動以外の活動への興味・関心などによる運動部活動への参加生徒数の減少、指導者の高齢化や実技指導力不足のために、競技種目によっては、チームが編成できない、あるいは、十分な指導ができなくなるなどの状況がある。

このような顧問の高齢化や実技の指導力不足を補うため、地域の指導者を活用することが課題となっているが、地域の指導者を学校に迎えることに対する学校関係者の理解が不十分であること、地域によっては地域の指導者を派遣するシステムが整備されていないこと、地域の指導者が安心して協力できる条件が整備されていないことなどから、地域の指導者の協力を十分得ているとは言えないのが現状である。その一方で、地域の指導者においても、運動部活動の意義や運営の在り方に対する理解が十分でない場合もある。

（略）

今後10年間の具体的施策展開

1)地域の指導者の協力の拡大

地域の指導者の運動部活動への導入が促進されるようなシステムの構築を図るとともに、運動部の顧問に加えて地域の指導者に対しても研修の充実を図る。

また、事故発生時の補償の充実について地方公共団体の取組を促すなど、地域の指導者が安心して協力できるような環境の整備に努める。

さらに、地域の指導者の活用を促進するため、地域の指導者の学校教育への活用について学校関係者の理解を深めるとともに、各学校が地域の指導者の協力を得やすくするよう、地方公共団体が設置しているスポーツリーダーバンク等の活用・充実を図る。

（略）

（ 2 ）公立学校教員の年齢構成（学校教員統計調査）

	20代以下	30代	40代	50代	60代
4年度	18.1%	37.7%	24.6%	18.7%	0.9%
13年度	8.7%	28.6%	38.9%	23.0%	0.8%

政策項目名 文化財の保存・修理等を行う人材

担当局課 文化庁文化財部伝統文化課（課長：高橋 誠）／美術学芸課（課長：湯山 賢一）
記念物課（課長：大木 高仁）／建造物課（課長：亀井 伸雄）

1. 文部科学省の取組の実施状況

文部科学省の取組の概要

地方公共団体による人材育成等の取組に対して、国は、研修の実施等を通じ、専門的立場からの支援を行っている。

美術工芸品については、保存修理を行う事業所の技術者に対し、文化財修理の基礎知識の研修を実施している。建造物については、保存修理事業の円滑かつ適切な遂行を図るため、文化財建造物修理工事に携わる技術者に対して、資質の向上を目指して研修を実施している。伝統的建造物群（集落町並み）については、保護行政に携わる者等を対象として、職務遂行に必要な専門的基礎事項に関する研修を行っている。埋蔵文化財については、開発事業者等との協議を担当する地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等に対して、埋蔵文化財行政に必要な知識を習得させることにより、円滑な発掘調査の実施を図っている。

また、歴史民俗資料館等において、歴史資料・考古資料・民俗資料等の保存活用を担当する者に対し、これらの文化財の調査、収集、保存及び公開等に関する必要な専門的知識と技能の研修を実施している。

関係する主な事業等（補助事業、モデル事業、調査研究事業、法令改正等）の概要

事業等名	事業等の概要	実施期間	事業等の実績
文化財（美術工芸品）修理技術者講習会	文化財（美術工芸品）の保存修理を行う事業所の技術者に対し、文化財修理の基礎知識の研修を実施。	平成14年度～	平成14年度実績 33名 国指定文化財修理事業所 25名 都道府県指定文化財修理事業所 8名
文化財建造物修理主任技術者講習会	文化財建造物の保存修理事業の円滑かつ適切な遂行をはかるため、文化財建造物修理工事に携わる技術者に対して、資質の向上を目指して研修を実施する。	昭和47年～	平成12年度実績 11名 平成13年度実績 15名 平成14年度実績 15名
伝統的建造物群保護行政研修会	地方公共団体において伝統的建造物群（集落町並み）の保護行政に携わるもの等を対象として、職務遂行に必要な専門的基礎事項に関する研修を行う。	昭和63年～	平成12年度 実績 98名 実践 46名 基礎 52名 平成13年度 実績 84名 実践 40名 基礎 44名 平成14年度 実績 95名 実践 36名 基礎 59名
埋蔵文化財担当職員等講習会	開発事業者等との協議を担当する地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等に対して、埋蔵文化財行政に必要な知識を習得させることにより、円滑な	平成9年度～	平成12年度実績 520名 平成13年度実績 532名 平成14年度実績 580名

	発掘調査の実施を図る。		
歴史民俗資料館等専門職員研修会	歴史民俗資料館等において、歴史資料・考古資料・民俗資料等の保存活用を担当する者に対し、これらの文化財の調査、収集、保存及び公開等に関する必要な専門的知識と技能の研修を実施する。	昭和58年度～	平成12・13年度実績 52名 平成13・14年度実績 41名 (2年で1期)
<p>2．文部科学省の取組の実施状況の分析</p> <p>当該人材の確保・育成に関する文部科学省と地方公共団体の役割分担の分析（推進体制を含む） 文化財保護法において、国は、我が国にとって価値の高い文化財を指定し、地方公共団体は、文化財保護条例を制定し、国で指定している文化財以外の文化財で、その地方公共団体において保護する必要があるものを指定し、それぞれその保存及び活用のため必要な措置を講ずるとされている。</p> <p>したがって、国は国指定文化財の保存修理を行う事業者の技術者を対象とした講習会を実施し、都道府県指定文化財の修理技術者への指導については、それぞれの都道府県等が各々取り組んできた。しかし、技術者全体のレベルアップを図るという観点から、国は、都道府県等の指定文化財の修理を行う技術者に対しても研修事業を行っている。</p> <p>ニーズは高いが確保・育成の水準が低いことについての分析 文化財の修理は極めて高い専門性が求められること、文化財の種類によっては、その技術に対し、恒常的な経済的支援を得られることが難しく、技術の維持が困難であること、またその修得に十分な経験を要することから、修理技術者等を育成するには、長い期間が必要であることが原因として考えられる。</p> <p>関係事業等の当該人材の確保・育成に関する貢献度の分析 建造物、伝統的建造物群、埋蔵文化財については、従来から研修を実施し、一定の成果を挙げた。文化財（美術工芸品）修理技術者講習会については、地方公共団体の文化財担当者から高い評価を受けており、都道府県等の指定文化財（美術工芸品）の修理を行う事業者の技術者も対象に含めるよう要望が強かったため、平成14年度より、対象を拡大して実施することになった。</p>			
<p>3．総合的な評価（文部科学省の取組の改善・見直しのポイント）及び今後の取組の展開</p> <p>総合的な評価 地域において積極的に文化財の価値を見出し、地方公共団体における人材の配置の促進と資質の向上を図ることが重要である。特に専門の担当者が少ない分野を中心に、文化財専門職員に対する文化財の類型ごとの専門的知識を学ぶための研修を実施することが必要である。</p> <p>今後の取組の展開（評価結果の政策への反映状況について） 上記の総合的な評価を踏まえつつ、平成15年度以降も、引き続き上記1の研修会及び講習会を実施する。</p>			
<p>4．関係資料・データ等</p>			

. 文部科学省総合評価書

- 地域社会の期待に応える人材育成方策について -

要旨

・文部科学省総合評価 - 地域社会の期待に応える人材育成方策 - 要旨

平成15年3月24日
文 部 科 学 省

1．総合評価の目的

この評価は、総合評価方式（注）を用いて、地域社会の人材の確保・育成に関する取組について、文部科学省と地方公共団体との役割分担の分析、文部科学省が行う取組の貢献度の分析等を行うことにより、地域社会の人材の確保・育成の取組を行う上での課題を把握し、文部科学省における今後の施策の展開に資することを目的とする。

注：総合評価方式とは政策評価に関する基本方針（平成13年12月18日閣議決定）において「政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式」とされている。

2．総合評価の手順

総合評価の実施に当たっては、「政策評価に関する有識者会議」の助言を得て、以下の手順により行った。

地域社会の期待に応える人材育成に関する55の政策項目を予め選定。

これらの政策項目について、地方公共団体（都道府県及び市区町村）を対象に人材の確保・育成ニーズに関するアンケート調査を実施し、「ニーズが高く」かつ「確保水準が低い」と分析された10の政策項目を抽出。

事業等の所管課において、抽出された政策項目を評価対象として評価を実施。

上記の評価を大臣官房政策課評価室において取りまとめ、総合評価書を作成。

3．総合評価の実施

（1）評価結果となる政策項目の抽出

アンケート調査の実施

都道府県・市区町村の首長部局・教育委員会の人材育成担当者に対し、生涯学習・社会教育、初等中等教育、高等教育、スポーツ、文化等の分野から人材の確保・育成に関する55の政策項目を選定しアンケート調査を実施した。

アンケート調査の分析による 10 の政策項目の抽出

55 の政策項目のうちから「確保・育成のニーズは高いが、確保・育成水準が低い」上位項目を、市区町村を対象としたアンケート調査結果及び都道府県を対象としたアンケート調査結果から抽出した。

アンケート対象：47 都道府県及び 695 市区（以上悉皆）、並びに 700 町村（無作為抽出）

調査区分	政策項目名
市区町村対象 アンケートの 上位項目	放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア
	学習障害(LD)やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員
	地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材
	学校の情報化を支援する人材(システムエンジニア等)
	文化財の保存・修理等を行う人材
	学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材
	スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材
都道府県対象 アンケートの 上位項目	スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員
	情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員
	産学官連携をコーディネートする人材

市区町村アンケートの上位項目のうち、
、
、
は、都道府県アンケートにおいても上位に位置付けられたので、重複を避けるために都道府県上位項目から除いた。

(2) 政策項目ごとの評価の実施

事業等の所管課による政策項目ごとの評価の実施方法

抽出された 10 の政策項目について、当該政策項目に関する事業等の所管課において評価を行った。

政策項目ごとの評価における「総合的な評定」の要旨

事業等の所管課における「総合的な評定」の要旨は別添のとおり。

4. 今回の総合評価のまとめ

(1) 評価結果の総評

地方公共団体におけるニーズが高く確保・育成水準の低い人材の確保・育成に関する 10 の政策項目について、その取組の人材の確保・育成に関する貢献度の分析等を行い、人材の確保・育成のための取組を行う上での課題や今後の取組の方向性を明記した。

これらの政策項目については、今回の評価結果において明らかにされた課題や今後の取組の方向性を踏まえ、この評価結果を平成 16 年度の概算要求等更なる取組の展開に反映させる必要がある。

(2) 今後の課題

総合評価が、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析する評価であること等を踏まえた場合、今後、総合評価を実施するにあたっては、評価の目的、評価のスケジュール、評価の実施体制、評価の実施に要する費用等について、事前に十分検討することが必要である。

政策項目別の評価結果一覧(要旨)

放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア

地方公共団体が設置する「体験活動ボランティア活動支援センター」の整備・拡充や、その活動を支援するための情報提供や研修会の実施などを、従来より一層充実させていくことが課題である。

このため、全ての市町村域をカバーするよう推進体制の整備を一層進めるとともに、地方公共団体の支援センターへの支援を担っている「全国体験活動ボランティア活動総合推進センター」の機能の充実を図ることが重要である。

また、奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成を図るため、国民全体に活動の魅力をアピールする取組を実施していく必要がある。

学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材

学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材としての社会教育主事の育成については、社会教育主事講習等を通じて、一定の成果を上げていると考えられるが、一部の市町村においては、いまだ社会教育主事が置かれていないという問題がある。平成13年7月の社会教育法の改正による資格要件の緩和により、今後市町村において社会教育主事の設置が促進されることが期待されるが、引き続き、設置状況を調査する等必要な対応策を講じる必要がある。

情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員

国、都道府県、各学校における体系的な研修について、引き続き着実に実施していくとともに、教員に自由な時間に自らの弱点を効率的に学習できる機会や、同一教科を担当する他の教員との連携・情報共有を積極的に行っていくことが重要である。

学校の情報化を支援する人材(システムエンジニア等の学校外の人材)

引き続き、特別非常勤講師配置事業費補助や緊急地域雇用創出特別交付金が十分活用されるよう、地方公共団体にPRしていくとともに、情報化の支援について、積極的な取組を行っている地方公共団体のノウハウを全国に普及啓発していくことが重要だと考えている。

スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員

スクールカウンセラーが配置された学校においては、不登校については1.7%増(全国平均6.4%増)、暴力行為については13.2%減(全国平均4.3%増)となっており、児童生徒の不登校や問題行動等に対して、大きな効果が得られている。引き続き、必要な人材の確保等に努めることにより、各学校においてスクールカウンセラーに相談できる体制の整備を推進する必要がある。

学習障害（LD）やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員

国としては、学習障害（LD）についての効果的な体制整備、人材養成は一定は進められてきているが、注意欠陥／多動性（ADHD）等を含めた総合的、体系的な取組が必ずしも十分に行われておらず、指導体制の整備等の取組が必要である。このため、各学校での連絡調整役となる特別支援教育コーディネーターの在り方の検討、施策や諸制度の改善、小・中学校における特別支援教育体制のモデル開発等を行うことが必要である。

また、国立特殊教育総合研究所においては、現在行っている学習障害児の指導者養成研修をADHD、高機能自閉症も含めて充実することが重要である。

なお、地方公共団体においても教育センター等を活用して教員の研修等、人材養成に取り組むことが重要である。

産学官連携をコーディネートする人材

産学官連携をコーディネートする人材同士のノウハウ等情報の共有を図る場の提供などを従来より一層充実させていくことが課題であり、産学官連携支援事業等において地域のコーディネーターによる研修会等を積極的に開催するなど、人材の確保・育成をより効果的に推進するための取組を行っていくことが重要である。また、これらの取組に加え、産学官連携をコーディネートできる人材を大学等において養成できるような体制を整備することも必要である。

地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材

新しい分野であるクラブマネジャーについての知見をさらに蓄えていくとともに、現場で活躍できるクラブマネジャーを養成できるよう、さらに内容の充実を図ることが課題である。

スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材

地方公共団体が行う人材の確保・育成施策をより効果的に支援するため、外部指導者の活用や指導者の研修の場の確保などを、従来より一層充実させていくことが課題であると考えられる。このため、スポーツエキスパート活用事業の活用人数の拡充を図る。また、外部指導者の事故発生時の補償の充実について地方公共団体の取組を促すこととしている。

文化財の保存・修理等を行う人材

地域において積極的に文化財の価値を見出し、地方公共団体における人材の配置の促進と資質の向上を図ることが重要である。特に専門の担当者が少ない分野を中心に、文化財専門職員に対する文化財の類型ごとの専門的知識を学ぶための研修を実施することが必要である。

. 地域社会における人材確保・育成についてのアンケート調査

(抜粋)

・地域社会における人材確保・育成についてのアンケート調査

1．調査の趣旨

地域社会としてどういう人材の育成が期待されているか、また、人材育成に関する行政の取組として、地域社会がどういうニーズを持っているかということ把握する。

2．調査研究の内容と方法

本調査では、地域社会が、生涯学習・教育・文化・スポーツの各分野において、実際にどのような人材確保のニーズを持っているかを明らかにすることに重点をおきながら、ニーズの定量・定性両面での把握を行うために、アンケート及びヒアリングを行った。

(1)市区町村及び都道府県に対するアンケート調査

地域社会における人材確保・育成についてのニーズや課題を定量的に把握するため、地方自治体にアンケート調査を行った。

調査対象・方法及び回収結果

調査対象 都道府県・市・特別区の全数と一部町村（無作為抽出）の教育委員会

サンプル数 市・特別区 695s（悉皆調査） 有効回収数 407件（66.8%）

町村 700s（無作為抽出） 有効回収数 269件（38.4%）

都道府県 47s（悉皆調査） 有効回収数 32件（68.0%）

調査方法 郵送配布・郵送回収

調査時期 平成14年2月下旬～3月14日

調査項目

地域社会における人材確保・育成についてのニーズ

地域社会における人材確保・育成の現状と課題

人材確保・育成についての自治体の取組状況 等

(2)アンケート回答自治体に対するヒアリング調査

地域社会における人材確保・育成の実態や取組状況を定性的に把握するため、アンケート回答自治体のうち6自治体の教育委員会及び首長部局の関係職員に対し、ヒアリングを実施した。

調査対象 アンケート回答自治体の中から有意抽出された6自治体

福岡県福岡市、香川県高松市、滋賀県長浜市

愛知県小牧市、千葉県八千代市、栃木県宇都宮市

調査項目

人材確保・育成に関する自治体政策の概要

地域社会における人材確保・育成状況

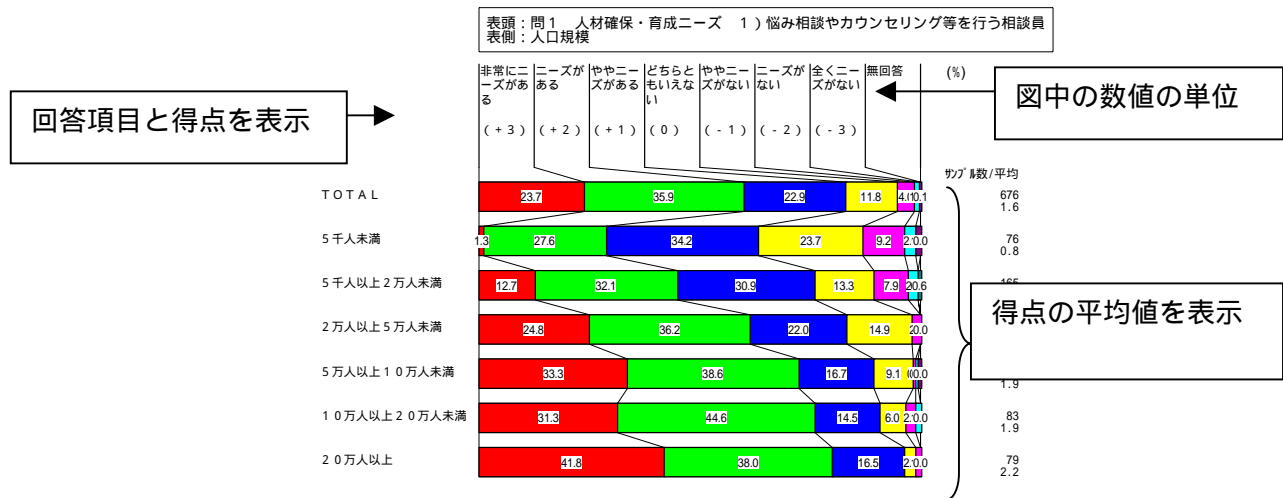
自治体における関連施策・事業の状況

今後の地域社会における人材確保・育成の方向性や課題、重視点

3．調査研究体制

株式会社インテージ

【図表の見方】



なお、本文・データにおける各項目の冒頭に付される整理番号は、以下の分類による。

A：生涯学習・社会教育分野	1：生涯学習・社会教育活動において指導的な役割を担う地域の人材
	2：公民館・図書館・博物館・科学館等における人材
	3：生涯学習・社会教育分野におけるボランティア人材
B：初等中等教育分野	1：学校運営に参画する地域の人材
	2：教員
C：高等教育・産学連携分野	1：地域社会において必要とされる高度な人材
	2：産学官連携等に関する人材
D：スポーツ・青少年分野	1：スポーツに関する人材
	2：青少年の健全育成に関する人材
E：文化の振興等	1：文化振興に関する人材

例 「A - 1：2) 身近な地域で子育てに関するアドバイス等を行なう人材」は、「生涯学習・社会教育分野 (= A)」の「生涯学習・社会教育活動において指導的な役割を担う地域の人材 (= 1)」に属することとなる。

地域社会における人材確保・育成についてのニーズの状況～アンケート調査結果

1 市区町村の回答状況

(1) 人材確保・育成についてのニーズ

自治体における生涯学習、学校教育、スポーツ、文化等の振興を進める上で必要とされる人材の確保・育成について、55項目の人材をあげてそれぞれ『非常にニーズがある(回答1)』から『全くニーズがない(回答7)』まで7段階でそのニーズを聞いている。

『非常にニーズがある(回答1)』『ニーズがある(回答2)』への回答状況をもとにニーズの高低をみると、2カテゴリーへの回答の合計は11%~74%までと、項目によってかなりニーズの違いがみられる。分野間の傾向をみると、初等中等教育分野 B の関連項目が比較的上位に多く、中位にはスポーツ・青少年分野 D、生涯学習・社会教育分野 A、文化振興 E などの関連項目が比較的多くみられ、下位には高等教育・産官学連携分野 C の項目が多い傾向にある。

分野別にニーズの高低をみると、初等中等教育分野では「29)生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員」や「18)スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員」へのニーズがもっとも高く、これに「30)学習障害(LD)やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員」「27)情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員」などが続いている。この分野では、「非常にニーズがある(回答1)」とする回答割合が30%を超える項目が5つ(教員関連4、学校支援人材1)もあるなど、他の分野と比べて人材の確保・育成ニーズが強い。

スポーツ・青少年分野では、「43)スポーツ実技を指導する人材」や「44)スポーツ活動に携わるボランティア」などへのニーズが高く、「46)青少年教育施設で体験活動等をコーディネートする人材」「49)青少年教育施設で活動するボランティア」などへのニーズがやや低くなっている。

生涯学習・社会教育分野では、「1)子どもや親の悩み相談やカウンセリング等を行う相談員」や「2)身近な地域で子育てに関するアドバイス等を行う人材」など子育てや家庭教育を支援する人材へのニーズが比較的高くなっている。一方、「5)地域の社会問題について指導する人材」「11)学習活動の成果について評価を行う人材」「6)社会人のキャリアアップ等について指導する人材」などは比較的ニーズが低い結果となったが、これらの項目では『どちらともいえない』への回答割合が際立った。

文化振興では「55)文化活動に携わるボランティア」「54)地域住民に芸術・文化活動の指導を行なう人材」「51)伝統芸能や工芸技術の伝承者」などへのニーズが比較的高く、「52)ホール・劇場における専門的な人材」や「50)画家、舞台俳優、音楽家などの芸術家」などは比較的ニーズが低い結果となったが、これらの項目では『どちらともいえない』への回答割合が際立った。

高等教育・産官学連携分野の項目は比較的下位のものが多いが、これは、人材育成に関する国と地方の役割分担の中で、高等教育分野については国が主にその実施の責任を担っており、自ら大学を設置する地方公共団体を除き、地方が直接高等教育分野に関する施策を行なっているケースがそれほど多くないことが推測され、この点については、この分野の項目では「無回答」が多かったことから伺われる。また、教育委員会を窓口として回答の集約を行った今回の調査においては、そもそもこの分野について十分にニーズを把握し難かったことも考えられる。このように、今回の調査においては、高等教育・産官学連携分野については人材育成・確保ニーズの把握の観点からは、他の分野と比較して若干阻害要因が多かったことが考えられる。

55項目全体でニーズの高低を比較しやすくするために、「非常にニーズがある(回答1)」を+3点として、

回答に得点を与えてスコア（平均点）を集計したところ、次のような項目が上位・下位を占めた。なお、各項目について個別に見ると、スコアが－（マイナス）となった項目はなく各項目ともある程度のニーズがあることが分かる。また、高等教育・産学連携分野については全体的なニーズが低かったことについては前ページのような要因が影響していることが考えられる。

	項 目	スコア
上位 5 位	B-2:29)生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員	2.0
	B-1:18)スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員	1.9
	B-2:30)学習障害（LD）や ADHD 等の児童生徒に適切に対応できる教員	1.9
	B-2:27)情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員	1.9
	B-2:25)教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員	1.9
下位 5 位	C-2:41)ベンチャーや起業家等の情報提供や相談を行う人材	0.3
	C-2:39)企業の研究開発等の技術指導や相談を行う人材	0.3
	A-1:6)社会人のキャリアアップ等について指導する人材	0.3
	C-1:38)経理簿記など企業における実務能力を有する人材	0.3
	C-2:42)特許等の知的所有権の取得・活用を支援する人材	0.0

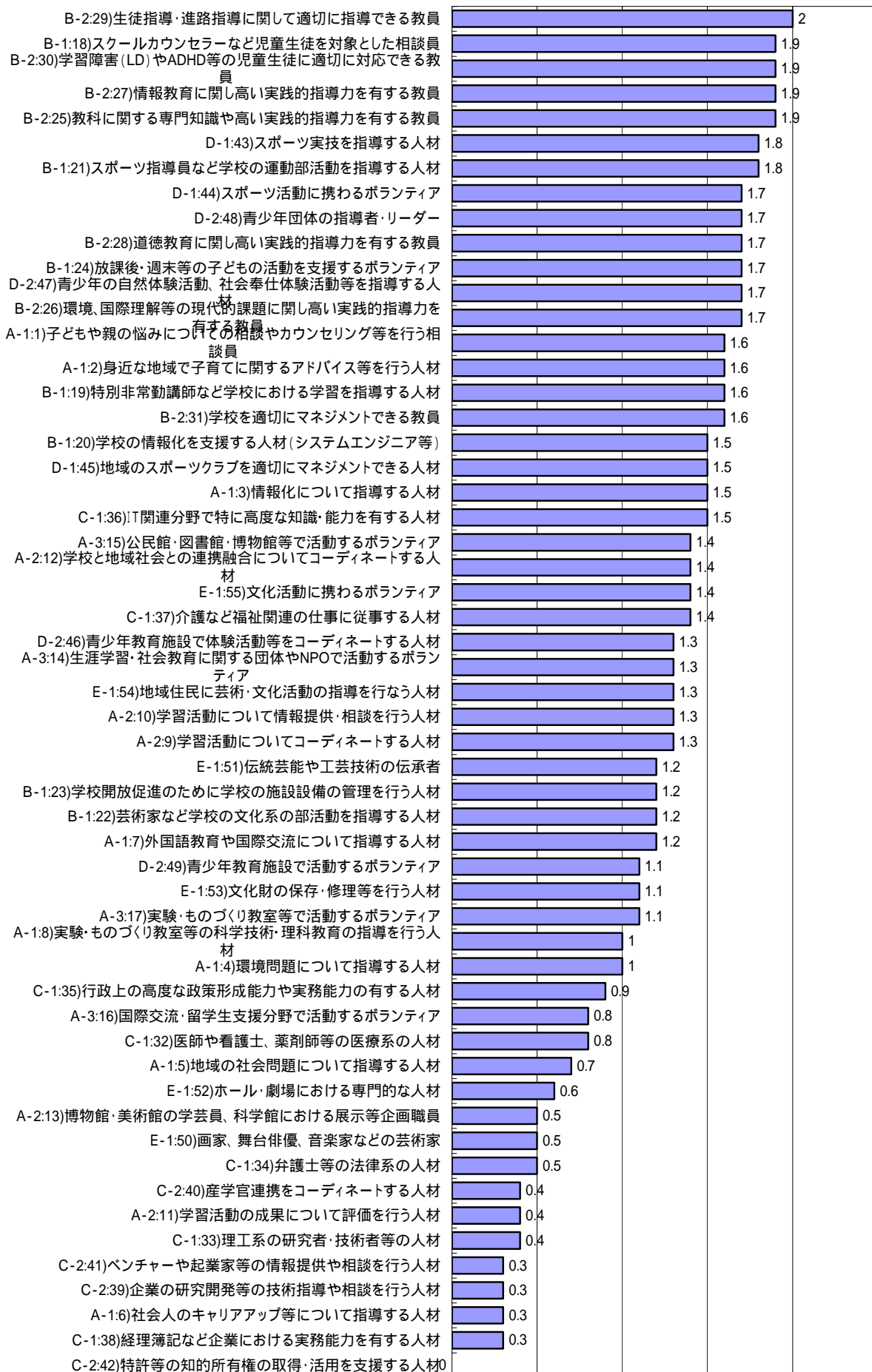
補足) 問 1 のスコアの算出について

5 5 項目それぞれについて、7 カテゴリーへの回答に、それぞれ下記の得点を与え、その平均点を算出した。なお、平均点は「無回答」を除いた回答自治体を母数にして算出しており、平均点の高低に「無回答」の多寡は影響しない。

各カテゴリーの得点

問 1 カテゴリー	得点
「 1 (非常にニーズがある)」	+ 3 点
「 2 」	+ 2 点
「 3 」	+ 1 点
「 4 (どちらともいえない)」	0 点
「 5 」	- 1 点
「 6 」	- 2 点
「 7 (全くニーズがない)」	- 3 点

図 問1 人材確保・育成ニーズ（市区町村全体の項目別スコア）



(2) 地域社会における人材確保・育成の現状

自治体における生涯学習、学校教育、スポーツ、文化等の振興を進める上で必要とされる人材の現在の確保・育成状況について、問1(ニーズ)と同じ55項目の人材をあげてそれぞれ『すでに十分確保・育成できている(回答1)』から『全く確保・育成できていない(回答5)』まで5段階で聞いた。

55項目中45項目で、『確保・育成できている(回答1、回答2)』とする回答よりも『確保・育成できていない(回答4、回答5)』とする回答が上回っており、特に高等教育・産官学連携分野Cの項目でこうした傾向が強い。また、『どちらともいえない』という回答割合が35%以上を占める項目が55項目中35項目みられるなど、現在の確保・育成状況について自治体で明確に評価・判断しにくい状況があることがうかがわれる。

分野別に確保・育成状況をみると、初等中等教育分野では、「18)スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員」「29)生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員」などで『確保・育成できている』とする自治体が34%~38%みられ、『確保・育成できていない』を10%以上上回っている。このほか、「25)教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員」「27)情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員」「28)道徳教育に関し高い実践的指導力を有する教員」など教員関連項目では、『確保・育成できている』とする回答が上回っている。一方、この分野で確保・育成状況が悪いのが「24)放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア」「22)芸術家など学校の文化系の部活動を指導する人材」などで、『確保・育成できていない』と回答した自治体が50%以上みられる。

スポーツ・青少年分野では、「43)スポーツ実技を指導する人材」などの確保・育成状況がよく、「45)地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材」「49)青少年教育施設で活動するボランティア」などの項目で『確保・育成できていない』自治体が52%以上みられる。

生涯学習・社会教育分野では、「1)子どもや親の悩みについての相談やカウンセリング等を行う相談員」「7)外国語教育や国際交流について指導する人材」などで比較的確保・育成状況がよく、『確保・育成できている』自治体が30%以上みられる。ただし、この分野では、「1)子どもや親の相談員」以外の項目ではいずれも『確保・育成できていない』とする回答割合の方が高く、特に「11)学習活動の成果について評価を行う人材」「6)社会人のキャリアアップ等について指導する人材」では63%以上を占めている。

文化振興ではいずれの項目でも『確保・育成できていない』の回答割合が上回っている。その中で、「54)地域住民に芸術・文化活動の指導を行なう人材」は比較的確保・育成状況がよく、「52)ホール・劇場における専門的な人材」「53)文化財の保存・修理等を行う人材」などは、『確保・育成できていない』自治体が55%以上みられる。

高等教育・産官学連携分野では、いずれの項目でも『確保・育成できていない』が『確保・育成できている』の回答割合を大きく上回っている。高等教育・産学連携分野については、全体的な確保水準が低かったことについてはニーズと同様の要因が影響していることが考えられる。

55 項目全体で確保・育成状況の高低を比較しやすくするために、「すでに十分確保・育成できている(回答1)」を + 2 点として、回答に得点を与えてスコア(平均点)を集計したところ、次のような項目が上位・下位を占めた。

項目	スコア
上位 5 位 D-1:43)スポーツ実技を指導する人材	0.3
B-2:29)生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員	0.3
B-2:25)教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員	0.2
B-1:18)スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員	0.1
B-2:27)情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員	0.1
下位 5 位 A-2:11)学習活動の成果について評価を行う人材	-0.9
A-1:6)社会人のキャリアアップ等について指導する人材	-1
C-2:41)ベンチャーや起業家等の情報提供や相談を行う人材	-1
C-2:40)産学官連携をコーディネートする人材	-1
C-1:42)特許等の知的所有権の取得・活用を支援する人材	-1.1

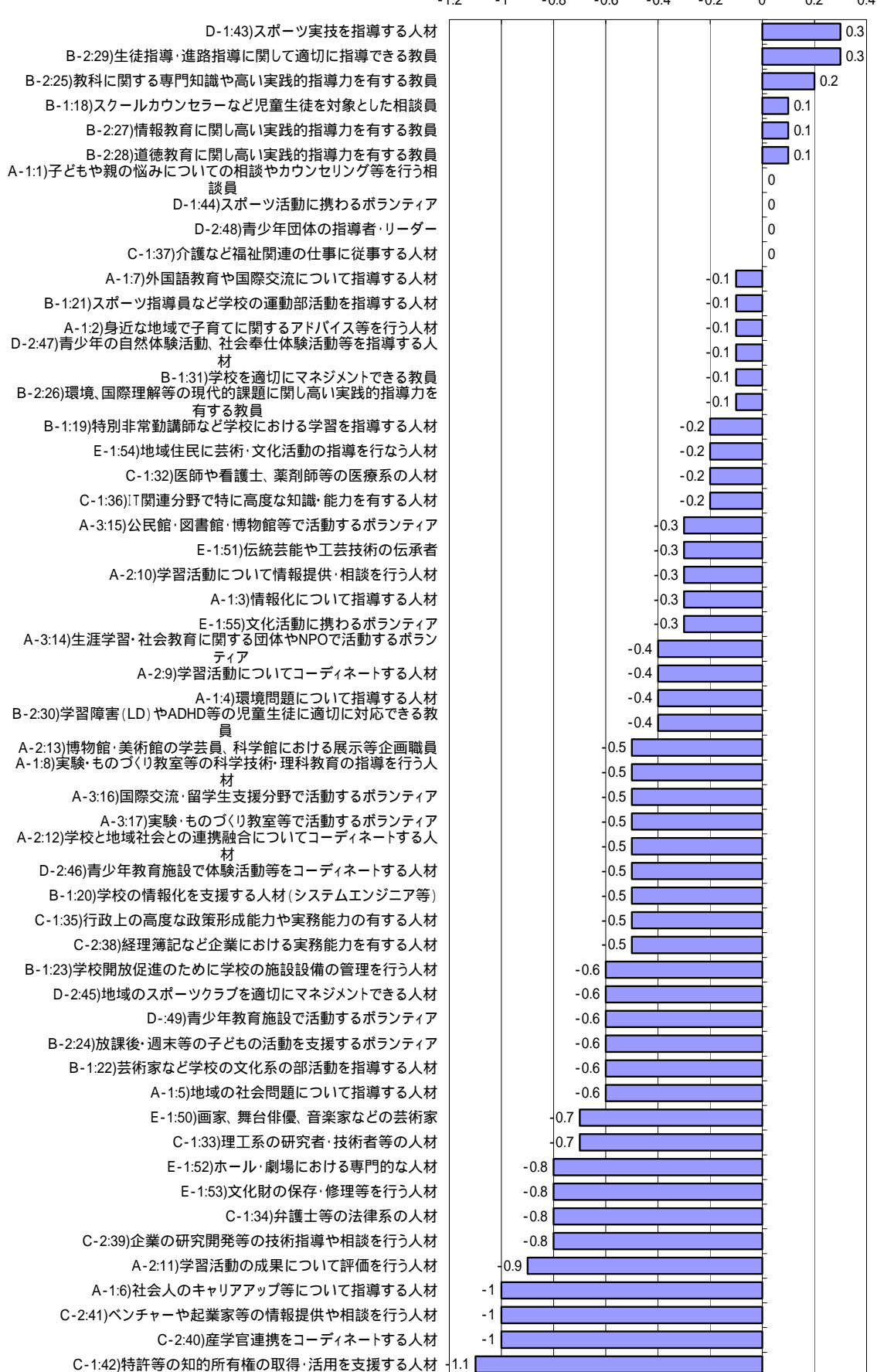
補足) 問2のスコアの算出について

5 5 項目それぞれについて、5 カテゴリーへの回答に、それぞれ下記の得点を与え、その平均点を算出した。なお、平均点は「無回答」を除いた回答自治体を母数にして算出しており、平均点の高低に「無回答」の多寡は影響しない。

各カテゴリーの得点

問2 カテゴリー	得点
「1(すでに十分確保・育成できている)」	+ 2 点
「2」	+ 1 点
「3(どちらともいえない)」	0 点
「4」	- 1 点
「5(全く確保・育成できていない)」	- 2 点

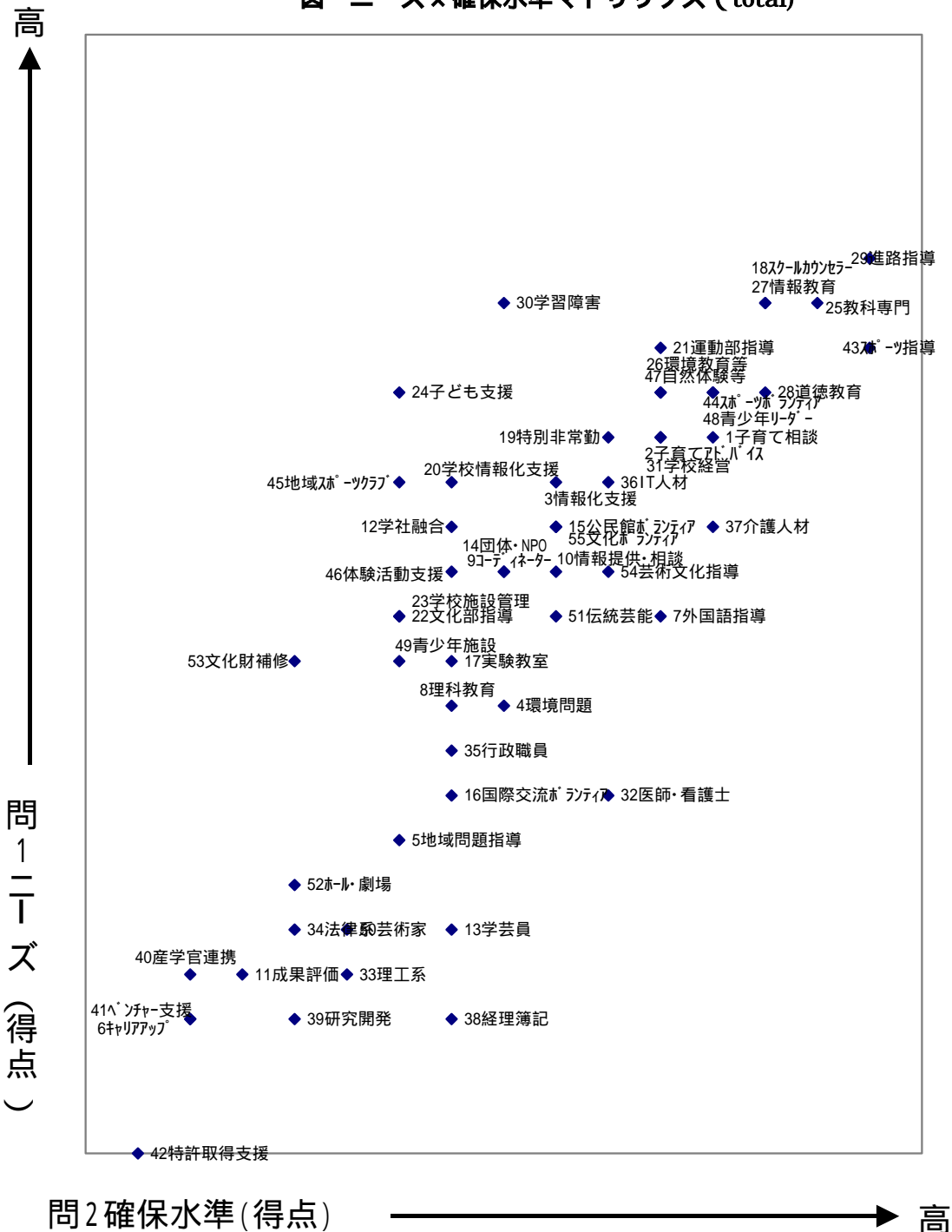
図 問2 人材確保・育成状況（市区町村全体の項目別スコア）



(3) 確保ニーズと現在の確保水準への評価 (ニーズ×確保水準マトリックス)

前項までで 55 項目の人材へのニーズ (問 1) について、単純にその高低を分野別や全体を通して見てきた。ここでは、そうしたニーズが、自治体のどのような状況認識を反映しているのかを窺い知るために、確保・育成へのニーズ (問 1) と現在の確保・育成の状況 (問 2 - 2) の回答から算出したスコアを用いて散布図を作成した。これによって、ニーズが高い項目でも、その背景に現在の確保水準への評価の低さがあるものとそうでないものなど、自治体の現状認識を踏まえたニーズの解釈が可能になる。なお、各項目の散布図におけるポジショニングは相対的な位置づけ・分類を示すものである。

図 ニーズ×確保水準マトリックス (total)



(4) 人材確保・育成上の課題

自治体が生涯学習、学校教育、スポーツ、文化振興等の人材を確保・育成する上で、ノウハウ、各種調整、資金、参加促進などどのようなことが課題となっているか、55項目の人材それぞれについて聞いている。

55項目への各回答を積み上げた「TOTAL」では、『確保育成の手法等の情報やノウハウの取得』を課題とする割合がもっとも高く、次いで『確保育成を行うための十分な資金の調達』が高くなっている。ただし、分野や項目によって課題とする事柄に一定の傾向や差がみられる。

生涯学習・社会教育分野では、子育て相談、情報教育、外国語教育、博物館等の学芸員など専門性を有する人材の関連項目については『確保育成を行うための十分な資金の調達』を課題としてあげる割合が高くなっている。そのほかの項目については、『確保育成の手法等の情報やノウハウの取得』や『関係機関や団体等との連絡調整の場の確保』などを課題としてあげる割合の高い項目が、他の分野に比べて多い。

初等中等教育分野では、学校運営に参画する地域の人材の関連項目については『確保育成を行うための十分な資金の調達』を課題としてあげる割合が高い。また、教員関連項目については『確保育成の手法等の情報やノウハウの取得』の割合が高くなっている。

高等教育・産学連携分野では、『確保育成の手法等の情報やノウハウの取得』『関係機関や団体等との連絡調整の場の確保』『確保育成を行うための十分な資金の調達』などの課題がほぼ同程度あげられる項目が多い。また、初等中等教育の教員関連項目と同様、『幅広い住民の参加・協力の促進』が課題としてあげられる割合の低い項目がほとんどである。

スポーツ・青少年分野では、『幅広い住民の参加・協力の促進』を課題としてあげる割合の高い項目がほとんどで、「45)地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材」のみ『確保育成の手法等の情報やノウハウの取得』の割合が高くなっている。

文化振興では、『確保育成を行うための十分な資金の調達』を課題としてあげる割合の高い項目が多くなっている。

表 問2 人材確保・育成上の課題への回答状況 (total)

項目	A・確保育成の手法等の情報やノウハウの取得	B・関係機関や団体等との連絡調整の場の確保	C・確保育成を行うための十分な資金の調達	D・幅広い住民の参加・協力の促進	E・その他	無回答
TOTAL	33.1	26	30.4	26.2	10.1	11.4
A-1:1)子どもや親の悩みについての相談やカウンセリング等を行う相談員	38	39.3	35.4	28.6	4.1	6.5
A-1:2)身近な地域で子育てに関するアドバイス等を行う人材	34.9	37.9	26.6	44.5	3.6	5.9
A-1:3)情報化について指導する人材	41.1	22.9	42.9	27.1	4.1	5.8
A-1:4)環境問題について指導する人材	38.6	37.3	23.8	35.5	4.9	6.2
A-1:5)地域の社会問題について指導する人材	41.4	29.7	19.4	39.3	6.8	6.4
A-1:6)社会人のキャリアアップ等について指導する人材	49.1	26.2	28.3	20.3	8.6	7.2
A-1:7)外国語教育や国際交流について指導する人材	32.2	32.1	35.7	30.6	5.5	8.4
A-2:8)実験・ものづくり教室等の科学技術・理科教育の指導を行う人材	41.3	29.9	32	28.3	5.8	6.5
A-2:9)学習活動についてコーディネートする人材	42.9	30.3	31.1	30.2	5.6	7
A-2:10)学習活動について情報提供・相談を行う人材	40.4	34.5	30.5	26.5	5.5	6.8
A-2:11)学習活動の成果について評価を行う人材	49.1	25	25.1	18.2	10.9	7.1
A-2:12)学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材	39.8	43.3	23.5	30.8	6.4	7
A-2:13)博物館・美術館の学芸員、科学館における展示等企画職員	30.2	15.2	41.9	13.3	20.9	9.6
A-3:14)生涯学習・社会教育に関する団体やNPOで活動するボランティア	32	36.1	21.6	51.2	5	7
A-3:15)公民館・図書館・博物館等で活動するボランティア	28.1	27.2	22.9	57.4	5.9	6.7
A-3:16)国際交流・留学生支援分野で活動するボランティア	29.7	29.4	22.6	47.8	8	8.1
A-3:17)実験・ものづくり教室等で活動するボランティア	35.1	23.4	22.3	49.1	7.1	8.3
B-1:18)スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員	26.9	24.6	49.1	10.1	8.9	9
B-1:19)特別非常勤講師など学校における学習を指導する人材	20.3	22.9	51.2	18.3	7	8.7
B-1:20)学校の情報化を支援する人材(システムエンジニア等)	28.3	18.2	54.3	14.3	6.2	8.3
B-1:21)スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材	17.2	29.6	41.1	41.1	3.8	8.6
B-1:22)芸術家など学校の文化系の部活動を指導する人材	18.9	26.5	38.6	38.5	6.4	8.7
B-1:23)学校開放促進のために学校の施設設備の管理を行う人材	11.7	21.3	45.9	37.6	7.5	9.3
B-1:24)放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア	18.8	26.8	29.1	59	4.6	8
B-2:25)教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員	40.4	18.8	24.7	4.6	19.5	13
B-2:26)環境、国際理解等の現代的課題に関し高い実践的指導力を有する教員	40.2	23.5	23.4	6.5	18	11.7
B-2:27)情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員	44.5	21	29.7	5.9	15.8	10.2
B-2:28)道徳教育に関し高い実践的指導力を有する教員	43.6	20	17.3	7.2	19.5	11.5
B-2:29)生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員	41.1	27.4	17.9	6.7	17.5	11.5
B-2:30)学習障害(LD)やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員	49.6	28.4	24.1	3.8	16.1	9.9
B-2:31)学校を適切にマネジメントできる教員	49.1	18.9	17.6	5.9	17.9	11.5
C-1:32)医師や看護師、薬剤師等の医療系の人材	19.7	25.9	30.5	7.5	14.1	25
C-1:33)理工系の研究者・技術者等の人材	24.1	23.8	28.8	7.4	14.1	24.1
C-1:34)弁護士等の法律系の人材	23.5	21.4	29.9	7.1	15.1	24
C-1:35)行政上の高度な政策形成能力や実務能力の有する人材	31.4	21.2	21.4	9.3	13.6	24.6
C-1:36)IT関連分野で特に高度な知識・能力を有する人材	31.1	19.5	34.2	12.3	8.7	23.1
C-1:37)介護など福祉関連の仕事に従事する人材	23.1	24.7	27.2	17.8	8.7	25.1
C-1:38)経理簿記など企業における実務能力を有する人材	24.6	20.3	24.6	9.6	14.6	25
C-2:39)企業の研究開発等の技術指導や相談を行う人材	31.1	23.1	29.1	8	13	23.4
C-2:40)産学官連携をコーディネートする人材	34.2	25.4	26.9	9	12.4	22.3
C-2:41)ベンチャーや起業家等の情報提供や相談を行う人材	35.8	24	26.2	8.7	13.6	22.5
C-2:42)特許等の知的所有権の取得・活用を支援する人材	36.2	21.3	26.5	8.3	14.2	22.6
D-1:43)スポーツ実技を指導する人材	28	35.4	36.4	39.5	5.3	8.7
D-1:44)スポーツ活動に携わるボランティア	23.4	30.9	22.8	60.8	5.8	8.3
D-1:45)地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材	44.7	29.9	35.8	38	7.8	8
D-2:46)青少年教育施設で体験活動等をコーディネートする人材	33.6	26.5	30	37.3	10.4	9
D-2:47)青少年の自然体験活動、社会奉仕体験活動等を指導する人材	31.5	28	29.3	45.7	6.1	8.9
D-2:48)青少年団体の指導者・リーダー	29.1	31.2	24.1	46	6.8	7.8
D-2:49)青少年教育施設で活動するボランティア	25.4	23.4	20.7	50.7	12.3	8.7
E-1:50)画家、舞台俳優、音楽家などの芸術家	35.5	20.4	38.9	18.2	16.4	8.6
E-1:51)伝統芸能や工芸技術の伝承者	30.2	22	37.7	31.2	10.7	8.6
E-1:52)ホール・劇場における専門的な人材	36.8	15.8	42.2	14.2	16.3	9.3
E-1:53)文化財の保存・修理等を行う人材	37.7	16.7	47.5	15.5	15.1	6.7
E-1:54)地域住民に芸術・文化活動の指導を行なう人材	29.1	29.7	31.5	42.2	8.1	7
E-1:55)文化活動に携わるボランティア	26.8	24.4	22	60.5	7.2	7.1

単位%

表中の網掛けは「total」よりも5ポイント以上割合が高いことを示す。

4 都道府県の回答状況

(1) 地域社会における人材確保・育成についてのニーズ

問1(ニーズ)についての都道府県の回答状況をみると、市区町村と比べて『非常にニーズがある(回答1)』『ニーズがある(回答2)』などへの回答がかなり多くなっている。

図 問1 人材確保・育成ニーズ(都道府県全体の回答状況：分野別で回答1と2の多い順)

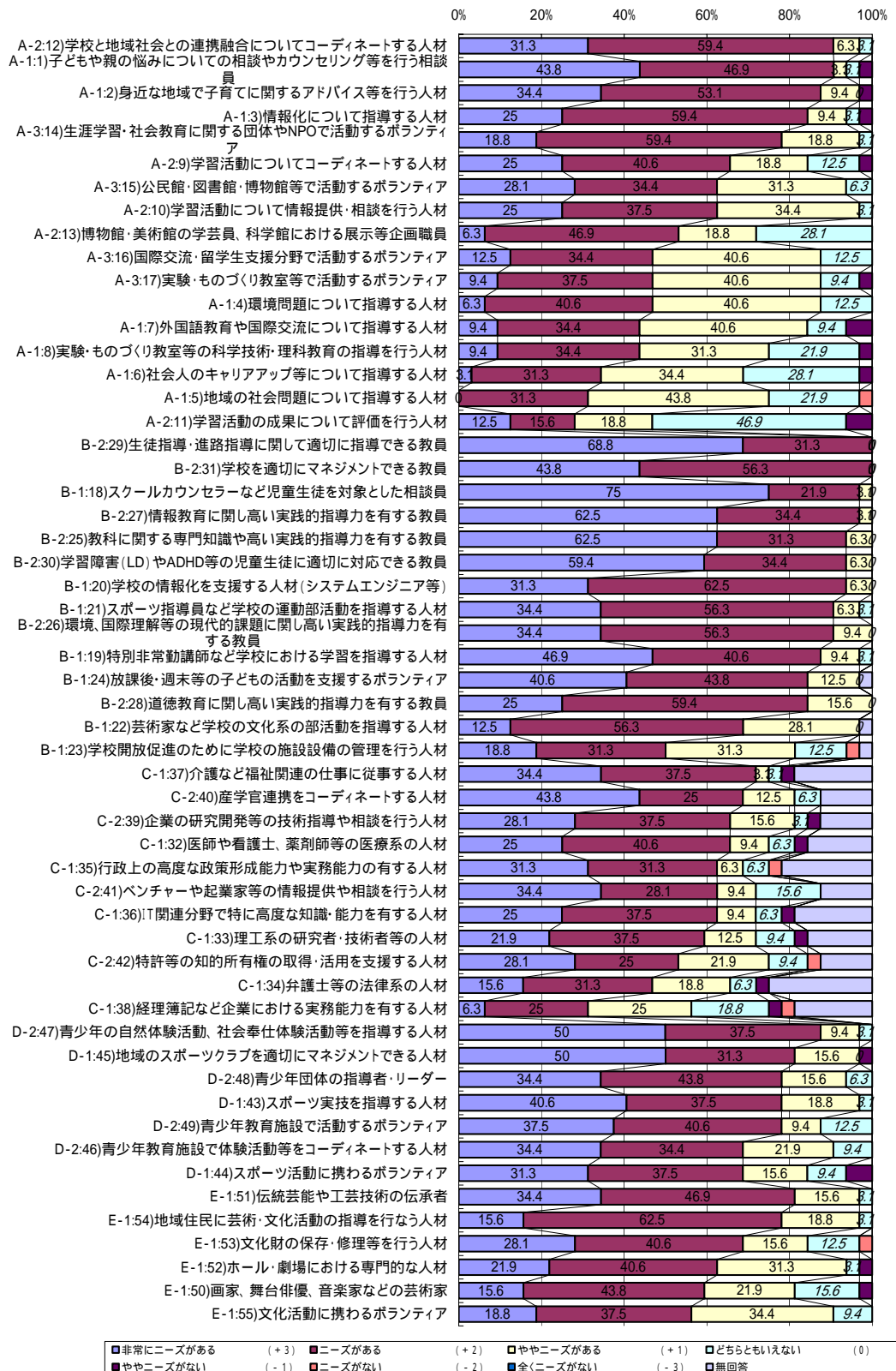


表 問1 人材確保・育成ニーズ(都道府県全体の回答状況:分野別で回答1と2の多い順)

項目	都道府県 (回答1,2 の合計:%)	(都道府 県順位)	市区町村 (回答1,2 の合計:%)	(市区町 村順位)
B-2:29)生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員	100	1	71.3	1
B-2:31)学校を適切にマネジメントできる教員	100	1	55.1	17
B-1:18)スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員	96.9	3	71.2	2
B-2:27)情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員	96.9	3	66.8	4
B-2:30)学習障害(LD)やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員	93.8	5	66.9	3
B-2:25)教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員	93.8	5	64.8	6
B-1:20)学校の情報化を支援する人材(システムエンジニア等)	93.8	5	54.5	18
B-1:21)スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材	90.7	8	62.7	8
A-1:1)子どもや親の悩みについての相談やカウンセリング等を行う相談員	90.7	8	59.6	12
B-2:26)環境・国際理解等の現代的課題に関し高い実践的指導力を有する	90.7	8	58.3	14
A-2:12)学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材	90.7	8	50.6	22
D-2:47)青少年の自然体験活動・社会奉仕体験活動等を指導する人材	87.5	12	59.4	13
A-1:2)身近な地域で子育てに関するアドバイス等を行う人材	87.5	12	58.1	15
B-1:19)特別非常勤講師など学校における学習を指導する人材	87.5	12	58	16
B-2:28)道徳教育に関し高い実践的指導力を有する教員	84.4	15	60.9	10
B-1:24)放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア	84.4	15	60.5	11
A-1:3)情報化について指導する人材	84.4	15	51.9	21
D-1:45)地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材	81.3	18	53.1	19
E-1:51)伝統芸能や工芸技術の伝承者	81.3	18	44.4	29
D-2:48)青少年団体の指導者・リーダー	78.2	20	61	9
A-3:14)生涯学習・社会教育に関する団体やNPOで活動するボランティア	78.2	20	47.8	25
D-1:43)スポーツ実技を指導する人材	78.1	22	65.3	5
E-1:54)地域住民に芸術・文化活動の指導を行なう人材	78.1	22	45.5	26
D-2:49)青少年教育施設で活動するボランティア	78.1	22	42.9	31
C-1:37)介護など福祉関連の仕事に従事する人材	71.9	25	41.9	32
D-1:44)スポーツ活動に携わるボランティア	68.8	26	63.2	7
D-2:46)青少年教育施設で体験活動等をコーディネートする人材	68.8	26	49.4	23
B-1:22)芸術家など学校の文化系の部活動を指導する人材	68.8	26	40.7	34
C-2:40)産学官連携をコーディネートする人材	68.8	26	19.5	47
E-1:53)文化財の保存・修理等を行う人材	68.7	30	38.3	35
A-2:9)学習活動についてコーディネートする人材	65.6	31	44.3	30
C-1:32)医師や看護師、薬剤師等の医療系の人材	65.6	31	24.9	44
C-2:39)企業の研究開発等の技術指導や相談を行う人材	65.6	31	16.3	51
C-1:35)行政上の高度な政策形成能力や実務能力の有する人材	62.6	31	27.2	43
A-3:15)公民館・図書館・博物館等で活動するボランティア	62.5	35	52	20
A-2:10)学習活動について情報提供・相談を行う人材	62.5	35	45.1	27
C-1:36)IT関連分野で特に高度な知識・能力を有する人材	62.5	35	44.9	28
E-1:52)ホール・劇場における専門的な人材	62.5	35	27.4	42
C-2:41)ベンチャーや起業家等の情報提供や相談を行う人材	62.5	35	17.8	49
E-1:50)画家、舞台俳優、音楽家などの芸術家	59.4	40	21.3	46
C-1:33)理工系の研究者・技術者等の人材	59.4	40	14.6	53
E-1:55)文化活動に携わるボランティア	56.3	42	48.1	24
A-2:13)博物館・美術館の学芸員、科学館における展示等企画職員	53.2	43	27.7	41
C-2:42)特許等の知的所有権の取得・活用を支援する人材	53.1	44	11.8	54
B-1:23)学校開放促進のために学校の施設設備の管理を行う人材	50.1	45	41.4	33
A-3:17)実験・ものづくり教室等で活動するボランティア	46.9	46	36.7	37
A-1:4)環境問題について指導する人材	46.9	46	33.4	39
A-3:16)国際交流・留学生支援分野で活動するボランティア	46.9	46	31.3	40
C-1:34)弁護士等の法律系の人材	46.9	46	17.6	50
A-1:7)外国語教育や国際交流について指導する人材	43.8	50	37.3	36
A-1:8)実験・ものづくり教室等の科学技術・理科教育の指導を行う人材	43.8	50	34.8	38
A-1:6)社会人のキャリアアップ等について指導する人材	34.4	52	15.4	52
A-1:5)地域の社会問題について指導する人材	31.3	53	21.9	45
C-1:38)経理簿記など企業における実務能力を有する人材	31.3	53	11.4	55
A-2:11)学習活動の成果について評価を行う人材	28.1	55	19.4	48

(2) 地域社会における人材確保・育成の現状

問2 - 1 (確保水準) についての都道府県の回答状況をみると、市区町村と比べて高等教育・産学連携分野では『確保・育成できている(回答2)』への回答が全体的に多くなっているが、その他の分野ではニーズと比べて市区町村との差が小さい。

図 問2 人材確保・育成状況(都道府県全体の回答状況:分野別で回答1と2の多い順)

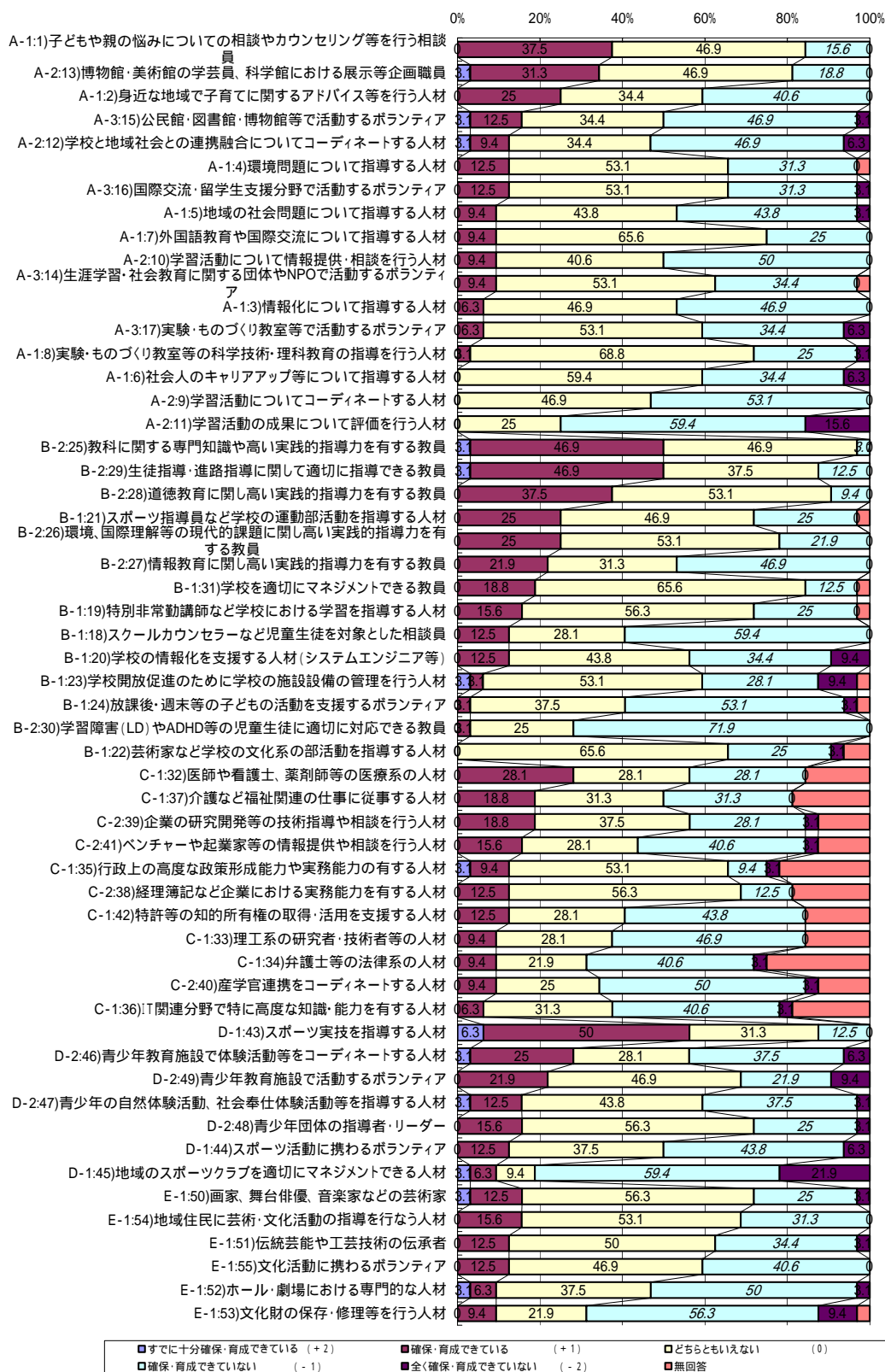


図 問2 人材確保・育成状況（都道府県全体の回答状況：分野別で回答1と2の多い順）

項目	都道府県		市区町村	
	(回答1, 2 の合計: %)	(都道府 県順位)	(回答1, 2 の合計: %)	(市区町 村順位)
D-1:43)スポーツ実技を指導する人材	56.3	1	46.7	1
B-2:29)生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員	50	2	34	4
B-2:25)教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員	50	2	29.6	7
A-1:1)子どもや親の悩みについての相談やカウンセリング等を行う相談員	37.5	4	36.5	3
B-2:28)道徳教育に関し高い実践的指導力を有する教員	37.5	4	23.5	16
A-2:13)博物館・美術館の学芸員、科学館における展示等企画職員	34.4	6	20.9	19
C-1:32)医師や看護師、薬剤師等の医療系の人材	28.1	7	16.6	28
D-2:46)青少年教育施設で体験活動等をコーディネートする人材	28.1	7	14.7	35
B-1:21)スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材	25	9	26.3	10
A-1:2)身近な地域で子育てに関するアドバイス等を行う人材	25	9	25.7	11
B-2:26)環境、国際理解等の現代的課題に関し高い実践的指導力を有する	25	9	16	29
B-2:27)情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員	21.9	12	28.9	9
D-2:49)青少年教育施設で活動するボランティア	21.9	12	11	40
C-1:37)介護など福祉関連の仕事に従事する人材	18.8	14	23.8	15
B-2:31)学校を適切にマネジメントできる教員	18.8	14	17.2	25
C-2:39)企業の研究開発等の技術指導や相談を行う人材	18.8	14	4	50
D-2:48)青少年団体の指導者・リーダー	15.6	17	29	8
B-1:19)特別非常勤講師など学校における学習を指導する人材	15.6	17	25.4	12
A-3:15)公民館・図書館・博物館等で活動するボランティア	15.6	17	24.7	13
D-2:47)青少年の自然体験活動、社会奉仕体験活動を指導する人材	15.6	17	24.7	13
E-1:54)地域住民に芸術・文化活動の指導を行なう人材	15.6	17	21.9	17
E-1:50)画家、舞台俳優、音楽家などの芸術家	15.6	17	9.5	43
C-2:41)ベンチャーや起業家等の情報提供や相談を行う人材	15.6	17	3.2	53
B-1:18)スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員	12.5	24	38.6	2
D-1:44)スポーツ活動に携わるボランティア	12.5	24	30.8	5
E-1:51)伝統芸能や工芸技術の伝承者	12.5	24	20.4	20
E-1:55)文化活動に携わるボランティア	12.5	24	18	23
A-3:16)国際交流・留学生支援分野で活動するボランティア	12.5	24	16.8	27
A-1:4)環境問題について指導する人材	12.5	24	15	33
A-2:12)学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材	12.5	24	15	33
B-1:20)学校の情報化を支援する人材(システムエンジニア等)	12.5	24	13.6	36
C-1:35)行政上の高度な政策形成能力や実務能力の有する人材	12.5	24	7.1	45
C-1:38)経理簿記など企業における実務能力を有する人材	12.5	24	6.9	46
C-2:42)特許等の知的所有権の取得・活用を支援する人材	12.5	24	1.6	55
A-1:7)外国語教育や国際交流について指導する人材	9.4	35	30.2	6
A-3:14)生涯学習・社会教育に関する団体やNPOで活動するボランティア	9.4	35	21.8	18
A-2:10)学習活動について情報提供・相談を行う人材	9.4	35	19.6	21
D-1:45)地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材	9.4	35	13.6	36
E-1:52)ホール・劇場における専門的な人材	9.4	35	11.4	39
E-1:53)文化財の保存・修理等を行う人材	9.4	35	10.5	42
A-1:5)地域の社会問題について指導する人材	9.4	35	6.5	47
C-1:34)弁護士等の法律系の人材	9.4	35	4.3	49
C-1:33)理工系の研究者・技術者等の人材	9.4	35	3.6	51
C-2:40)産学官連携をコーディネートする人材	9.4	35	3	54
A-1:3)情報化について指導する人材	6.3	44	19	22
A-3:17)実験・ものづくり教室等で活動するボランティア	6.3	44	15.5	30
C-1:36)IT関連分野で特に高度な知識・能力を有する人材	6.3	44	15.5	30
B-1:23)学校開放促進のために学校の施設設備の管理を行う人材	6.2	47	15.1	32
A-1:8)実験・ものづくり教室等の科学技術・理科教育の指導を行う人材	3.1	48	17	26
B-2:30)学習障害(LD)やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員	3.1	48	12.7	38
B-1:24)放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア	3.1	48	10.8	41
A-2:9)学習活動についてコーディネートする人材	0	51	17.3	24
B-1:22)芸術家など学校の文化系の部活動を指導する人材	0	51	9	44
A-2:11)学習活動の成果について評価を行う人材	0	51	4.8	48
A-1:6)社会人のキャリアアップ等について指導する人材	0	51	3.4	52

(3) ニーズと現在の確保水準

ニーズ(問1)と確保水準(問2-1)それぞれのスコアを用いて散布図を作成すると、市区町村の場合と比べて、「ニーズは高いが、確保水準が低い」項目が比較的多くなっている。

図 ニーズ×確保水準マトリックス(都道府県)

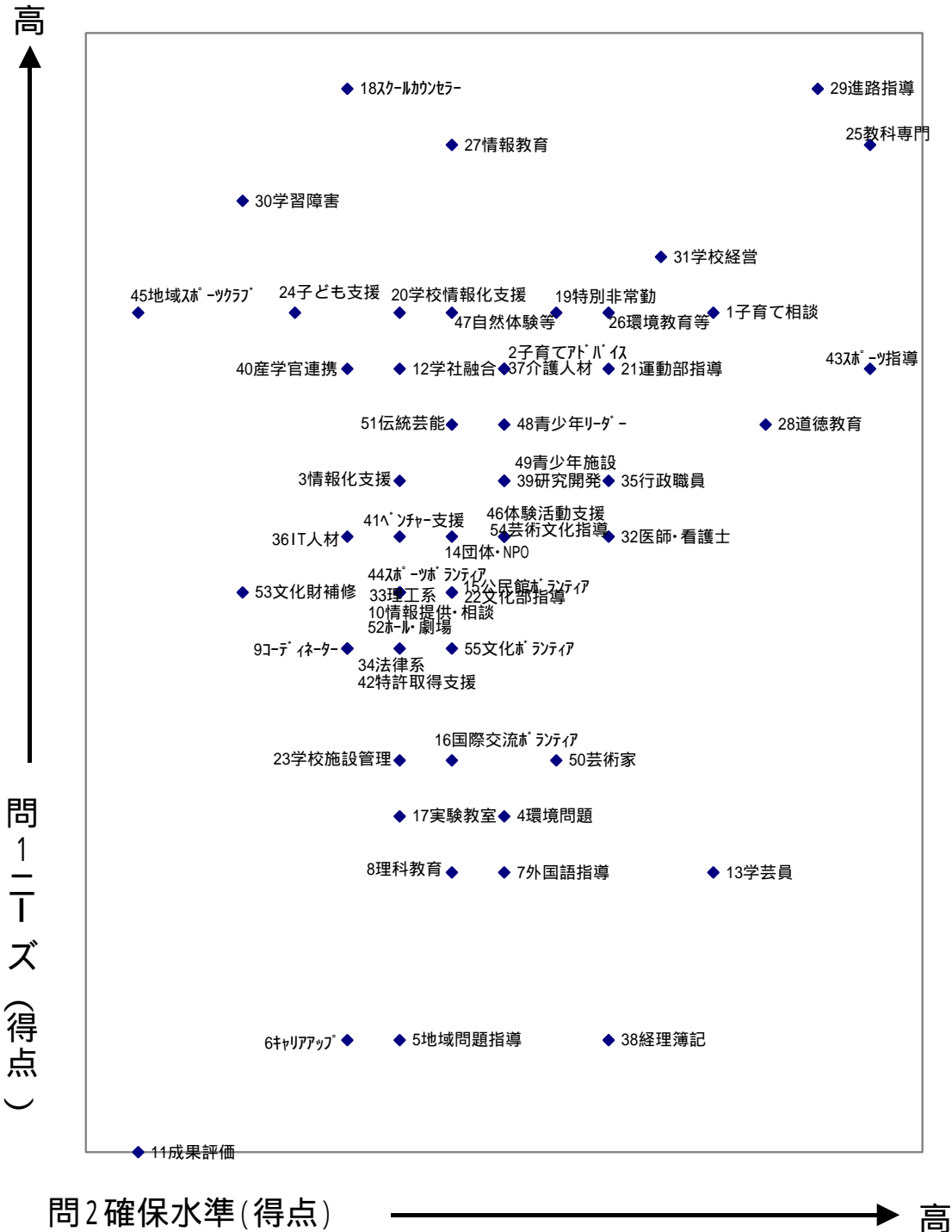


表 ニーズ×確保水準のスコア（都道府県）

項目	問2 - 1確保水準(得)	問1 ニーズ(得点)
A-1:1)子どもや親の悩みについての相談やカウンセリング等を行う相談員	0.2	2.3
A-1:2)身近な地域で子育てに関するアドバイス等を行う人材	-0.2	2.2
A-1:3)情報化について指導する人材	-0.4	2
A-1:4)環境問題について指導する人材	-0.2	1.4
A-1:5)地域の社会問題について指導する人材	-0.4	1
A-1:6)社会人のキャリアアップ等について指導する人材	-0.5	1
A-1:7)外国語教育や国際交流について指導する人材	-0.2	1.3
A-1:8)実験・ものづくり教室等の科学技術・理科教育の指導を行う人材	-0.3	1.3
A-2:9)学習活動についてコーディネートする人材	-0.5	1.7
A-2:10)学習活動について情報提供・相談を行う人材	-0.4	1.8
A-2:11)学習活動の成果について評価を行う人材	-0.9	0.8
A-2:12)学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材	-0.4	2.2
A-2:13)博物館・美術館の学芸員、科学館における展示等企画職員	0.2	1.3
A-3:14)生涯学習・社会教育に関する団体やNPOで活動するボランティア	-0.3	1.9
A-3:15)公民館・図書館・博物館等で活動するボランティア	-0.3	1.8
A-3:16)国際交流・留学生支援分野で活動するボランティア	-0.3	1.5
A-3:17)実験・ものづくり教室等で活動するボランティア	-0.4	1.4
B-1:18)スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員	-0.5	2.7
B-1:19)特別非常勤講師など学校における学習を指導する人材	-0.1	2.3
B-1:20)学校の情報化を支援する人材(システムエンジニア等)	-0.4	2.3
B-1:21)スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材	0	2.2
B-1:22)芸術家など学校の文化系の部活動を指導する人材	-0.3	1.8
B-1:23)学校開放促進のために学校の施設設備の管理を行う人材	-0.4	1.5
B-1:24)放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア	-0.6	2.3
B-2:25)教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員	0.5	2.6
B-2:26)環境、国際理解等の現代的課題に関し高い実践的指導力を有する	0	2.3
B-2:27)情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員	-0.3	2.6
B-2:28)道徳教育に関し高い実践的指導力を有する教員	0.3	2.1
B-2:29)生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員	0.4	2.7
B-2:30)学習障害(LD)やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員	-0.7	2.5
B-2:31)学校を適切にマネジメントできる教員	0.1	2.4
C-1:32)医師や看護師、薬剤師等の医療系の人材	0	1.9
C-1:33)理工系の研究者・技術者等の人材	-0.4	1.8
C-1:34)弁護士等の法律系の人材	-0.5	1.7
C-1:35)行政上の高度な政策形成能力や実務能力の有する人材	0	2
C-1:36)IT関連分野で特に高度な知識・能力を有する人材	-0.5	1.9
C-1:37)介護など福祉関連の仕事に従事する人材	-0.2	2.2
C-1:38)経理簿記など企業における実務能力を有する人材	0	1
C-2:39)企業の研究開発等の技術指導や相談を行う人材	-0.2	2
C-2:40)産学官連携をコーディネートする人材	-0.5	2.2
C-2:41)ベンチャーや起業家等の情報提供や相談を行う人材	-0.4	1.9
C-2:42)特許等の知的所有権の取得・活用を支援する人材	-0.4	1.7
D-1:43)スポーツ実技を指導する人材	0.5	2.2
D-1:44)スポーツ活動に携わるボランティア	-0.4	1.8
D-1:45)地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材	-0.9	2.3
D-2:46)青少年教育施設で体験活動等をコーディネートする人材	-0.2	1.9
D-2:47)青少年の自然体験活動、社会奉仕体験活動等を指導する人材	-0.3	2.3
D-2:48)青少年団体の指導者・リーダー	-0.2	2.1
D-2:49)青少年教育施設で活動するボランティア	-0.2	2
E-1:50)画家、舞台俳優、音楽家などの芸術家	-0.1	1.5
E-1:51)伝統芸能や工芸技術の伝承者	-0.3	2.1
E-1:52)ホール・劇場における専門的な人材	-0.4	1.8
E-1:53)文化財の保存・修理等を行う人材	-0.7	1.8
E-1:54)地域住民に芸術・文化活動の指導を行なう人材	-0.2	1.9
E-1:55)文化活動に携わるボランティア	-0.3	1.7

(4) 人材確保・育成上の課題

基本的な課題は市区町村と類似の傾向を示しているが、学校教育の教員関連項目や文化振興等について市区町村よりも課題への回答が多くなっている。

表 問2 人材確保・育成上の課題への回答状況(都道府県 total)

分野1-NO.:	A・確保育成の手法等の情報やノウハウの取得	B・関係機関や団体等との連絡調整の場の確保	C・確保育成を行うための十分な資金の調達	D・幅広い住民の参加・協力の促進	E・その他	無回答
TOTAL	43.9	40.1	44.4	25.9	9	7.1
A-1:1)子どもや親の悩みについての相談やカウンセリング等を行う相談	43.8	40.6	59.4	31.3	3.1	0
A-1:2)身近な地域で子育てに関するアドバイス等を行う人材	50	56.3	31.3	50	3.1	3.1
A-1:3)情報化について指導する人材	53.1	31.3	65.6	6.3	6.3	3.1
A-1:4)環境問題について指導する人材	43.8	56.3	31.3	18.8	3.1	3.1
A-1:5)地域の社会問題について指導する人材	40.6	53.1	31.3	28.1	3.1	3.1
A-1:6)社会人のキャリアアップ等について指導する人材	50	68.8	40.6	12.5	0	3.1
A-1:7)外国語教育や国際交流について指導する人材	50	68.8	37.5	18.8	0	3.1
A-2:8)実験・ものづくり教室等の科学技術・理科教育の指導を行う人材	28.1	53.1	37.5	34.4	0	3.1
A-2:9)学習活動についてコーディネートする人材	65.6	40.6	46.9	25	6.3	0
A-2:10)学習活動について情報提供・相談を行う人材	59.4	34.4	56.3	18.8	6.3	0
A-2:11)学習活動の成果について評価を行う人材	75	31.3	28.1	15.6	9.4	0
A-2:12)学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材	53.1	65.6	40.6	31.3	6.3	0
A-2:13)博物館・美術館の学芸員、科学館における展示等企画職員	31.3	18.8	59.4	25	15.6	0
A-3:14)生涯学習・社会教育に関する団体やNPOで活動するボランティア	21.9	50	28.1	68.8	3.1	3.1
A-3:15)公民館・図書館・博物館等で活動するボランティア	28.1	40.6	37.5	71.9	6.3	0
A-3:16)国際交流・留学生支援分野で活動するボランティア	31.3	53.1	37.5	59.4	0	0
A-3:17)実験・ものづくり教室等で活動するボランティア	43.8	46.9	31.3	46.9	6.3	0
B-1:18)スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員	28.1	31.3	59.4	9.4	40.6	0
B-1:19)特別非常勤講師など学校における学習を指導する人材	40.6	34.4	68.8	21.9	9.4	6.3
B-1:20)学校の情報化を支援する人材(システムエンジニア等)	31.3	40.6	81.3	9.4	15.6	3.1
B-1:21)スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材	28.1	31.3	71.9	46.9	9.4	6.3
B-1:22)芸術家など学校の文化系の部活動を指導する人材	25	50	59.4	34.4	6.3	9.4
B-1:23)学校開放促進のために学校の施設設備の管理を行う人材	21.9	21.9	62.5	46.9	6.3	3.1
B-1:24)放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア	34.4	46.9	40.6	75	3.1	6.3
B-2:25)教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員	62.5	12.5	37.5	9.4	40.6	9.4
B-2:26)環境・国際理解等の現代的課題に関し高い実践的指導力を有	59.4	43.8	31.3	15.6	18.8	9.4
B-2:27)情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員	59.4	37.5	50	0	18.8	6.3
B-2:28)道徳教育に関し高い実践的指導力を有する教員	59.4	18.8	18.8	21.9	25	6.3
B-2:29)生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員	62.5	46.9	15.6	12.5	25	6.3
B-2:30)学習障害(LD)やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員	71.9	43.8	37.5	3.1	15.6	6.3
B-1:31)学校を適切にマネジメントできる教員	75	15.6	28.1	9.4	25	9.4
C-1:32)医師や看護師、薬剤師等の医療系の人材	25	40.6	43.8	3.1	21.9	21.9
C-1:33)理工系の研究者・技術者等の人材	40.6	37.5	43.8	0	6.3	18.8
C-1:34)弁護士等の法律系の人材	28.1	21.9	25	3.1	15.6	34.4
C-1:35)行政上の高度な政策形成能力や実務能力の有する人材	46.9	15.6	18.8	9.4	15.6	28.1
C-1:36)IT関連分野で特に高度な知識・能力を有する人材	50	37.5	53.1	3.1	3.1	25
C-1:37)介護など福祉関連の仕事に従事する人材	31.3	40.6	31.3	15.6	6.3	25
C-2:38)経理簿記など企業における実務能力を有する人材	43.8	34.4	18.8	3.1	12.5	21.9
C-2:39)企業の研究開発等の技術指導や相談を行う人材	31.3	50	50	0	0	21.9
C-2:40)産学官連携をコーディネートする人材	40.6	50	56.3	3.1	0	18.8
C-2:41)ベンチャーや起業家等の情報提供や相談を行う人材	43.8	34.4	53.1	0	3.1	15.6
C-2:42)特許等の知的所有権の取得・活用を支援する人材	37.5	40.6	53.1	3.1	3.1	18.8
D-1:43)スポーツ実技を指導する人材	31.3	25	71.9	31.3	6.3	0
D-1:44)スポーツ活動に携わるボランティア	31.3	50	31.3	78.1	0	0
D-1:45)地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材	50	43.8	65.6	34.4	0	3.1
D-2:46)青少年教育施設で体験活動等をコーディネートする人材	43.8	50	46.9	31.3	0	3.1
D-2:47)青少年の自然体験活動、社会奉仕体験活動等を指導する人材	43.8	43.8	43.8	50	3.1	3.1
D-2:48)青少年団体の指導者・リーダー	31.3	50	40.6	40.6	3.1	0
D-2:49)青少年教育施設で活動するボランティア	31.3	46.9	28.1	68.8	0	3.1
E-1:50)画家、舞台俳優、音楽家などの芸術家	34.4	18.8	68.8	6.3	6.3	6.3
E-1:51)伝統芸能や工芸技術の伝承者	56.3	31.3	68.8	31.3	3.1	0
E-1:52)ホール・劇場における専門的な人材	62.5	37.5	56.3	9.4	15.6	3.1
E-1:53)文化財の保存・修理等を行う人材	62.5	34.4	53.1	9.4	12.5	6.3
E-1:54)地域住民に芸術・文化活動の指導を行なう人材	40.6	46.9	37.5	34.4	15.6	0
E-1:55)文化活動に携わるボランティア	50	40.6	18.8	75	3.1	0

付：アンケート調査票

地域社会における人材確保・育成についてのアンケート調査

調査ご協力をお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、文部科学省における政策評価の一環として、「地域社会の期待に応える人材育成方策」をテーマとした総合評価のための基礎資料を得るため、「地域社会における人材確保・育成についてのアンケート調査」を実施することとなりました。

調査は、全国の都道府県および市・特別区、無作為に抽出された町村の教育委員会（事務局系セクション）に対して行うものです。ご回答いただいた内容は、統計的に処理し、個々の内容を他の目的に使用することはございません。本調査研究の趣旨をお汲み取りの上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご記入にあたって

- 本アンケート調査においては、生涯学習、学校教育、文化、スポーツなど幅広い分野について調査項目を設定しておりますので、お手数ですが、アンケート調査の項目内容により、適宜、貴教育委員会事務局の担当又は首長部局の担当に回送してお答えいただき、貴教育委員会の企画・総括セクションにおいて調整し、取りまとめていただいた上で、ご提出いただきますようお願い申し上げます。
- 回答は、当てはまる番号を選び、その番号を 印で囲んでいただくものと、具体的内容を記述していただくものとがあります。「1つだけ」など回答が限られている質問では、もっとも良く当てはまるとお考えになる回答を指定の数以内で選び、印をつけてください。
- 全てのご記入が終わりましたら、お手数ですが記入もれがないかお確かめの上、同封の返信用封筒にて **3月14日(木)**までにご投函ください。

なお、本アンケート調査に関するご質問は、下記をお願いいたします。

株式会社インテージ 社会開発部

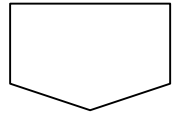
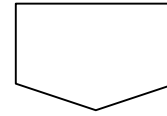
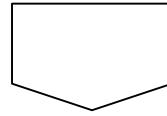
文部科学省委嘱調査研究『地域社会における人材確保・育成についてのアンケート調査』係

電話.0424-76-5186 FAX.0424-72-7436 (担当 濱野)

取りまとめをご担当いただいた方の氏名・連絡先

自治体名	()都道府県()市・区・町・村	市区町村 コード					
所属部課(室)名							
職と氏名	職()	氏名()					
連絡先	電話：	FAX：					
	E-mail：						

問1 貴自治体における生涯学習、学校教育、スポーツ、文化等の振興を進める上で、次にあげる1)から55)の人材について、どの程度、人材確保・育成のニーズがあるとお考えですか。1)から55)のそれぞれについて、当てはまる番号を1つ選んで 印をつけてください。(はそれぞれ1つずつ)



生涯学習・社会教育活動において指導的な役割を担う地域の人材	1) 子どもや親の悩みについての相談やカウンセリング等を行う相談員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	2) 身近な地域で子育てに関するアドバイス等を行う人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	3) 情報化について指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	4) 環境問題について指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	5) 地域の社会問題について指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	6) 社会人のキャリアアップ等について指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	7) 外国語教育や国際交流について指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	8) 実験・ものづくり教室等の科学技術・理科教育の指導を行う人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
公民館・図書館・博物館・科学館等における人材	9) 学習活動についてコーディネートする人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	10) 学習活動について情報提供・相談を行う人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	11) 学習活動の成果について評価を行う人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
生涯学習・社会教育分野のボランティア人材	12) 学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	13) 博物館・美術館の学芸員、科学館における展示等企画職員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	14) 生涯学習・社会教育に関する団体やNPOで活動するボランティア	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	15) 公民館・図書館・博物館等で活動するボランティア	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
学校運営に参画する地域の人材	16) 国際交流・留学生支援分野で活動するボランティア	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	17) 実験・ものづくり教室等で活動するボランティア	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	18) スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	19) 特別非常勤講師など学校における学習を指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	20) 学校の情報化を支援する人材(システムエンジニア等)	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	21) スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	22) 芸術家など学校の文化系の部活動を指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	23) 学校開放促進のために学校の施設設備の管理を行う人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	24) 放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	教員	25) 教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7
		26) 環境、国際理解等の現代的課題に関し高い実践的指導力を有する教員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7
		27) 情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7
		28) 道徳教育に関し高い実践的指導力を有する教員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7

非常に
ニーズがある

どちらとも
いえない

全く
ニーズがない

教員	29) 生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	30) 学習障害 (LD) や ADHD 等の児童生徒に適切に対応できる教員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	31) 学校を適切にマネジメントできる教員	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
地域社会において必要と される高度な人材	32) 医師や看護師、薬剤師等の医療系の人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	33) 理工系の研究者・技術者等の人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	34) 弁護士等の法律系の人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	35) 行政上の高度な政策形成能力や実務能力の有する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	36) IT 関連分野で特に高度な知識・能力を有する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	37) 介護など福祉関連の仕事に従事する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	38) 経理簿記など企業における実務能力を有する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	39) 企業の研究開発等の技術指導や相談を行う人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	産学官連携等に 関する人材	40) 産学官連携をコーディネートする人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7
		41) ベンチャーや起業家等の情報提供や相談を行う人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7
42) 特許等の知的所有権の取得・活用を支援する人材		1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
スポーツに関す る人材	43) スポーツ実技を指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	44) スポーツ活動に携わるボランティア	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	45) 地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	青少年の健全育成に 関する人材	46) 青少年教育施設で体験活動等をコーディネートする人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7
		47) 青少年の自然体験活動、社会奉仕体験活動等を指導する人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7
48) 青少年団体の指導者・リーダー		1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
49) 青少年教育施設で活動するボランティア	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7		
文化振興に関す る人材	50) 画家、舞台俳優、音楽家などの芸術家	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	51) 伝統芸能や工芸技術の伝承者	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	52) ホール・劇場における専門的な人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	53) 文化財の保存・修理等を行う人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	54) 地域住民に芸術・文化活動の指導を行なう人材	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	
	55) 文化活動に携わるボランティア	1	--	2	--	3	--	4	--	5	--	6	--	7	

問2 次にあげる1)から55)の人材について、貴自治体ではどの程度確保・育成されているとお考えですか。
 当てはまる番号を1つ選んで 印をつけてください。(「現在の確保・育成状況」にはそれぞれ1つずつ)

また、貴自治体で確保・育成する上で課題となる事柄について、AからEの中から当てはまる番号をいくつでも選んで 印をつけてください。
 (「確保・育成上の課題」にはいくつでも)

現在の確保・育成状況			確保・育成上の課題				
すでに十分確保・育成できている	どちらともいえない	全く確保・育成できていない	A 確保育成の手法等の情報やノウハウの取得	B 関係機関や団体等との連絡調整の場の確保	C 十分な資金の調達	D 協力の促進	E 幅広い住民の参加・その他

生涯学習・社会教育分野 生涯学習・社会教育活動において指導的な役割を担う地域の人材 公民館・図書館・博物館等における人材 生涯学習・社会教育分野のボランティア人材	1) 子どもや親の悩みについての相談やカウンセリング等を行う相談員	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	2) 身近な地域で子育てに関するアドバイス等を行う人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	3) 情報化について指導する人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	4) 環境問題について指導する人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	5) 地域の社会問題について指導する人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	6) 社会人のキャリアアップ等について指導する人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	7) 外国語教育や国際交流について指導する人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	8) 実験・ものづくり教室等の科学技術・理科教育の指導を行う人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	9) 学習活動についてコーディネートする人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	10) 学習活動について情報提供・相談を行う人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	11) 学習活動の成果について評価を行う人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	12) 学校と地域社会との連携融合についてコーディネートする人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	13) 博物館・美術館の学芸員、科学館における展示等企画職員	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	14) 生涯学習・社会教育に関する団体やNPOで活動するボランティア	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	15) 公民館・図書館・博物館等で活動するボランティア	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	16) 国際交流・留学生支援分野で活動するボランティア	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	17) 実験・ものづくり教室等で活動するボランティア	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
初等中等教育分野 学校運営に参画する地域の人材 教員	18) スクールカウンセラーなど児童生徒を対象とした相談員	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	19) 特別非常勤講師など学校における学習を指導する人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	20) 学校の情報化を支援する人材(システムエンジニア等)	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	21) スポーツ指導員など学校の運動部活動を指導する人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	22) 芸術家など学校の文化系の部活動を指導する人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	23) 学校開放促進のために学校の施設設備の管理を行う人材	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	24) 放課後・週末等の子どもの活動を支援するボランティア	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	25) 教科に関する専門知識や高い実践的指導力を有する教員	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E
	26) 環境、国際理解等の現代的課題に関し高い実践的指導力を有する教員	1---2---3---4---5	A	B	C	D	E

		現在の確保・育成状況			確保・育成上の課題						
		すでに十分確保・育成できている	どちらともいえない	全く確保・育成できていない	A 情報やノウハウの取得	B 関係機関や団体等との連絡調整の場の確保	C 確保育成を行うための十分な資金の調達	D 協力の促進	E 幅広い住民の参加・		
教員	27) 情報教育に関し高い実践的指導力を有する教員	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	28) 道徳教育に関し高い実践的指導力を有する教員	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	29) 生徒指導・進路指導に関して適切に指導できる教員	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	30) 学習障害(LD)やADHD等の児童生徒に適切に対応できる教員	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	31) 学校を適切にマネジメントできる教員	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
地域社会において必要とされる高度な人材	32) 医師や看護師、薬剤師等の医療系の人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	33) 理工系の研究者・技術者等の人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	34) 弁護士等の法律系の人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	35) 行政上の高度な政策形成能力や実務能力の有する人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	36) IT関連分野で特に高度な知識・能力を有する人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	37) 介護など福祉関連の仕事に従事する人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	38) 経理簿記など企業における実務能力を有する人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	39) 企業の研究開発等の技術指導や相談を行う人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	40) 産学官連携をコーディネートする人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	41) ベンチャーや起業家等の情報提供や相談を行う人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
産学官連携等に関する人材	42) 特許等の知的所有権の取得・活用を支援する人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	43) スポーツ実技を指導する人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	44) スポーツ活動に携わるボランティア	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	45) 地域のスポーツクラブを適切にマネジメントできる人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	46) 青少年教育施設で体験活動等をコーディネートする人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	47) 青少年の自然体験活動、社会奉仕体験活動等を指導する人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	48) 青少年団体の指導者・リーダー	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	49) 青少年教育施設で活動するボランティア	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
スポーツ・青少年分野	50) 画家、舞台俳優、音楽家などの芸術家	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	51) 伝統芸能や工芸技術の伝承者	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	52) ホール・劇場における専門的な人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	53) 文化財の保存・修理等を行う人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	54) 地域住民に芸術・文化活動の指導を行なう人材	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
	55) 文化活動に携わるボランティア	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
文化振興に関する人材											

問3 貴自治体における生涯学習、学校教育、スポーツ、文化等の振興のために、問1、問2であげられた人材以外に、確保・育成が必要となる人材がありましたら、できるだけ具体的に記述してください。

例)・介護・育児、コミュニティなどにおけるサービス・ラーニングを行う専門家
 ・個人の学習歴を評価したり、その成果活用を支援できる人材 など

生涯学習 社会教育	<ul style="list-style-type: none"> • • •
初等中等教育	<ul style="list-style-type: none"> • • •
高等教育 科学技術	<ul style="list-style-type: none"> • • •
スポーツ 青少年	<ul style="list-style-type: none"> • • •
文化振興	<ul style="list-style-type: none"> • • •
その他	<ul style="list-style-type: none"> • • •

問4 問3に記述していただいた人材の確保・育成のために、国に対して期待する取り組みがありましたら、ご記入ください。

問5 貴自治体では、次にあげる 1)から 9)のような事柄について、どの程度取組みが進んでいるとお考えになりますか。当てはまる番号をそれぞれ1つ選んで 印をつけてください。(は1つずつ)



1) 各種研修や講習の実施	1---2---3---4---5---6---7
2) 研修用マニュアルや事例集等の資料の作成・配布	1---2---3---4---5---6---7
3) 人材情報のデータベース化や情報活用システムの整備	1---2---3---4---5---6---7
4) 個別の人材ニーズへの相談・マッチング、コーディネート体制整備	1---2---3---4---5---6---7
5) 関係機関・団体等に対する資金面での援助	1---2---3---4---5---6---7
6) 関係機関・団体・NPO等との情報交換や連携の促進	1---2---3---4---5---6---7
7) 教育委員会、首長部局、産業界等との対話や連携の促進	1---2---3---4---5---6---7
8) 生涯学習・学校教育・スポーツ・文化の総合的な振興計画や目標設定等	1---2---3---4---5---6---7
9) その他(具体的に)	1---2---3---4---5---6---7

問6 国あるいは文部科学省が行う人材確保・育成のための政策について、ご意見・ご提案があればご記入ください。

ご協力、ありがとうございました。